

平成27年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日（6月19日）		
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
高田豊繁君	6
町 俊策君	21
供利泰伸君	32
喜山康三君	40
麓 才良君	51
議案第44号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	58
議案第45号 与論町社会教育委員条例の一部を改正する条例	59
議案第46号 与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例	60
議案第47号 与論町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例	61
議案第48号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第2号）	62
議案第49号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	70
議案第50号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	71
議案第51号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）	72
承認第 1号 専決処分の承認を求ることについて (与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	73
散 会	74
第2日（6月25日）		
陳情第 3号 民営型子育て支援対策児童公園「パル舎キッズ公園」整備に係 る助成措置について（総務厚生文教常任委員長報告）	79

陳情第 6 号 叶屋波次地区農道（仮称）の早期舗装整備について (環境経済建設常任委員長報告)	80
発議第 2 号 与論町町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件 (野口靖夫議員ほか3人提出)	81
所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）	83
議員派遣の件	88
閉会中の継続審査・調査について	88
閉 会	88

平成27年第2回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議会日程
6	19	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議) 常任委員会
	20	土	休日
	21	日	休日
	22	月	常任委員会
	23	火	
	24	水	予備日(議事整理日)
	25	木	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

平成 27 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 27 年 6 月 19 日

平成27年第2回与論町議会定例会会議録
平成27年6月19日（金曜日）午前9時18分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第44号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第45号 与論町社会教育委員条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第46号 与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第47号 与論町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第48号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第49号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第50号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第51号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

2 出席議員（10人）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 林 敏治君 | 2番 高田 豊繁君 |
| 3番 町俊策君 | 4番 林 隆壽君 |
| 5番 喜山 康三君 | 6番 供利 泰伸君 |
| 7番 野口 靖夫君 | 8番 麓 才良君 |
| 9番 福地 元一郎君 | 10番 大田 英勝君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 南政吾君 副町長 川上政雄君

教 育 長 町 岡 光 弘 君	總務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 林 英登樹 君	税 务 課 長 竹 本 由 弘 君
町民福祉課長 酒 勺 徳 雄 君	環 境 課 長 吉 田 勉 君
産業振興課長 町 島 実 和 君	農業委員会事務局長 徳 田 康 悅 君
商工観光課長 富士川 浩 康 君	建設 課 長 山 下 哲 博 君
教委事務局長 田 畑 豊 範 君	教育委員会事務局長 田 畑 豊 範 君
水 道 課 長 池 田 美知博 君	与論こども園長 岩 山 秀 子 君
茶花こども園長 阿 多 とみ子 君	那間こども園長 高 田 りえ子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君 主幹兼係長 川 上 嘉 久 君

開会 午前9時18分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成27年第2回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林 隆壽君、7番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの7日間にしたいと
思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月25日までの7日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきまして
は、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の
とおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成26年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成26年度与
論町一般会計事故繰越計算書の提出並びに辺地総合整備計画の変更に係る専決
処分の報告があり、また、町監査委員から平成27年5月分の例月現金出納検査
結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の
写し）を配布しておりますので、お目通しください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、3月の定例会の内容を特集した与論町議会だより

第115号を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、高田豊繁君。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。大変、今回の議会から新しい課長さん、局長さんが出席されて、大変新鮮な感じがします。

それでは、先般通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思います。

1 観光協会の組織体制の見直しについて

- (1) 本町の観光振興対策の要として、ヨロン島観光協会を法人化し、組織体制を強化する必要があると痛感されるが、町長はどのように認識し、指導していく考えであるか。
- (2) 観光協会の監査体制については、法人化と並行して、公認会計士等による外部監査制度を導入することが望ましいと痛感されるが、町長はそれに向けて始動していく考えはないか。

2 地主神社境内の土地管理の適正化について

- (1) 土地の一部に危険な構築物があるので、早急に解体し、土地を明け渡してもらう必要があると痛感されるが、その現状をどのように認識し、その対策をどう構築していく考えであるか。

3 交通弱者対策について

- (1) 路線バスを利用できない区域に住む高齢者・障害者に対し、代替交通サービスの提供の必要性が痛感されるが、町長はどのように認識し、その対策をどう講じていく考えであるか。

4 さとうきび作の振興対策について

- (1) 農作業の委託の効率化と経営規模の拡大を図るため、認定農業者や受託作業者の拡充を図る考えはないか。
- (2) 収穫後の中耕培土作業等に係る補助事業を積極的に導入し、農作業の省力化と生産性の向上対策を講じる考えはないか。

5 ため池の水質改善対策について

- (1) 東与舎地区のため池の水質は、ほかのところに比べ劣悪な実情にあるが、

早急に対策を講じる考えはないか。

以上、5点ひとつお願ひいたしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず最初に1-(1)についてお答えいたします。

観光振興の要としては「誘客の推進」とともに「受け入れ態勢の強化」、「島内の環境整備」の三位一体となった振興が必要であると認識するところです。

現在、観光関連の受け皿として観光協会がありますが、これを強化する1つの手段として法人化があります。旅行業の免許取得による営業活動の活性化と併せて、自主財源確保の手段を手にすることで、自立したより主体的で特色のある観光振興が期待できると考えています。

近年、観光客入込数も増加傾向を示しておりますので、これを好機ととらえ、観光協会の組織体制強化を推進してまいり所存であります。

次に、1-(2)についてお答えします。

外部監査体制の導入につきましては、安定した組織運営に効果があると考えておりますが、当該団体においては経理をより明確にするため、会計ソフトの導入などを検討しており、法人化、もしくはそれに近い監査体制を見据えた自主努力により、徐々に望ましい体制へ移行するものと期待しております。

また、観光協会を法人化する場合、その性質から「一般財団法人」が最も適していると考えられますが、従業員の雇用及び業務の煩雑化及び外部監査制度導入による会員の負担増加への理解も必要になることから、これらの問題を検討しながら進めてまいります。

次に、2-(1)についてお答えいたします。

地主神社の東側に建てられた木造の構築物につきましては、町有地に無断で建てられた違法建築物であると認識しております。

この構築物につきましては、風雨により朽ちているため、参拝者に危険が及ぶことが懸念されていることから現在立入禁止としております。

参拝の方法につきましては、今ある木造建築物を使用しないこととし、従来どおり琴平神社境内から地主神社に入り、参拝することになります。

なお、この構築物の撤去につきましては、教育委員会が取り組んでおりますので、教育長が説明いたします。

次に、3-(1)にお答えいたします。

高齢者の外出支援策につきましては、昭和56年から75歳以上の申請者を対象に、島内陸運バス事業者の運行路線を活用する形で一月5,000円分を交付して

おります。

また、身体障害者及び障害児の生活支援を推進するため、6歳以上75歳未満で1～3級身体障害者手帳交付者を対象に町単独のバス無料乗車券を交付しており、それぞれに相応の効果があるものと考えております。

しかしながら、地域によっては歩行圏外等のため利用が難しく、不公平感を訴える方々も少なくありません。このことを踏まえつつ、近隣市町村において福祉タクシー等を活用した支援が実施されている状況もあることから、その制度の研究や財政的な負担等を勘案し、高齢者や障害者の方々が生きがいのある生活を送れるような代替策を検討してまいりたいと考えております。

次に、4-(1)についてお答えいたします。

農作業の委託につきましては、現在個々の農家が限られたオペレーターに直接作業を依頼して行っております。これにより、農作業受託の集中化とオペレーター不足が生じていることから、適期作業ができる経営規模の拡大が図られていない要因となっております。

今後は、認定農業者を含め、関係者の方々と連携を図り、オペレーターの掘り起こしや、さとうきび対策本部内で一括した作業受託体制が取れるような推進機関の設置を進めてまいります。

次に、4-(2)についてお答えします。

農作業の省力化と生産性の向上対策につきましては、今まで難点となっていたオペレーター不足を解消し、管理作業班の充実に努めたいと考えております。

また、関係機関の意見等を参考にしながら適期作業に不足していた機械類の整備を行い、農作業の省力化や生産性の向上につなげてまいりたいと存じます。

最後に、5-(1)についてお答えいたします。

東与舎ため池は、平成24年10月23日及び平成25年1月31日採取分の水質検査において、PH（水質イオン濃度）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、及びT-N（全窒素）について、いずれも環境基準を超過しております。

特に、平成24年10月には、COD、SS、T-N、大腸菌群数、全リンについて汚濁の程度が非常に大きなものとなっております。その後、平成25年1月に水質は大幅に改善しているものの、やはり環境基準を超過しております。その結果を踏まえて有害物質を対象とした調査を平成25年9月12日及び平成25年10月10日に実施いたしました。その結果、すべての項目について環境基準を下回っております。

以上の結果から、平成24年10月の汚濁の原因は、特にCOD及びT-N等が

高濃度であったこと、PHは10以下であり、大きく超過していないことから、金属類をはじめ有害物質はほとんど検出されていないことから、有機性汚濁物質の流入によるものだと推測されます。

東与舎ため池は、平成14年度に完成して以来、一度も底盤の清掃を行っていないため、夏場の干ばつ期に水を使用してもらい、底盤にたまっていると思われるヘドロ等の汚濁物を除去して水質の改善に取り組んでまいります。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、2-(1)についてお答えいたします。

御指摘のとおり、地主神社の拝所として地主神社の東側に木造で建築されている構築物は、町有地に建てられた違法建築物であると認識しております。雨風にさらされ朽ちてきているため、参拝者に危険が及ぶことが懸念されることから、早急に解体するよう再三にわたって要請してきたところであります。

しかし、いまだ撤去には至っておりませんので、今後とも撤去するよう粘り強く要請を続けてまいりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。

それではまず、第1点目の観光協会のことについてですが、当協会は昭和40年に設立されて以来、50年の節目を迎えております。その間、設立以来多くの先人各位、関係者各位の御労苦によって現在に至り、本町観光振興に多大な功労があると思います。

この設立50年という記念すべき節目の年を機に、観光協会を法人化し、経営の主体性や対外等への責任性、信頼性、事務局職員の身分保障体制の構築、健全な会計体制への在り方等を整備・確立し、より一層与論島の観光振興に励んでもらいたいと期待するところであります。その点から私は今回質問をさせていただいているところでございます。

また、現在法人化されている団体もされていない団体もあるわけですが、その形態としては、答弁の中にございましたように、一般財団法人、一般社団法人等がありますけれども、財団法人が適用じゃないかという御答弁でございましたので、私もそのように考えています。ぜひ今後検討委員会等を設置しまして、今後の本町の強い観光産業の振興のためにも、ぜひ関係者と話し合いをして、町当局と前向きに御検討いただきたいと思います。

現在、観光協会とは別に社会福祉協議会も当初役場の前とか、古い中央公民館の一室で会長、事務局員という少人数で発足しておりましたが、現在は組織の法人化や、そして営利サービス事業等の導入、あるいは職員の雇用拡大、そして町と連携

をしながら、いまや町の社会福祉全般の大きな一翼を担っているところでもあります。仕事をするのは、やはり中で働く職員、人でありますと、その組織がしっかりとしていることが肝要だと思いますが、町長はこれまで観光元年と銘打って、本町の観光振興の最高責任者として励んでこられました。観光協会は、その核であり、要でありますと、事務局に働く職員の雇用環境の改善確立等も指導、助言、激励され、行政と連携・協力して、一層の観光振興を築き上げていく必要があると思いますが、町長、御意見をお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まったくおっしゃるとおりであります。私どももそのつもりで今までやってきたのですが、1-(2)でお答えしたように、まず法人化されると、その観光協会自体が営業ができる状況になるのです。したがいまして、町からの補助金というものが非常に問題になってくると、制限されてくるということになるのです。こうした場合に、観光協会の運営が果たしてできるかどうかという問題があって、今までいろいろと検討したのですが、できなかったのがその大きな原因です。といいますのは、前にもこの問題につきましては議会でも質問を受け、そのときもそのように答えたのですが、私ども観光協会が昭和53年、54年頃のような入り込み客数であれば、法人化しても、やっていけるという考え方をしていたのですが、今の状況で果たして観光協会を法人化して自立していけるかという問題が1つあります。

それともう1つは、私ども観光協会の財源となる、いわゆる何といいますか、土産品店です。島単独で出せるそういう幅がないということであります。ただ見るだけで、いわゆる見て泊まるだけでは、なかなか物産の販売とか、いろんな多面的な能力を充実しないことには、なかなか法人化しても問題があるのではないかということで、今まで消極的になってきたのですが、これから観光協会ともよく相談をして、前向きに検討していく必要がそろそろきているのではないかと、今現在、ちょうど右肩上がりになり始めていますので、そういう機会に前向きに検討する必要があるのではないかと考えています。今後検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今、この法人制度の在り方の法整備も変更がなされまして、従来のNPO法人とかばかりではなくて、特殊一般法人、財団法人、または一般社団法人、特殊社団法人というのもできておりますが、そういういろいろな意味で、営利活動をしながら、この補助金を受けられるような、また基金も町からもできるようなシステムもありますので、そういったことで、先ほどの御答弁にありましたように、ひとつ前向きに進んでいただきたいと思います。

その次に、監査体制のことについて、若干申したいのですが、観光協会のほうは、今、町から大体3000万円以上の補助金が出ていますよね、委託金も含めまして、3000万円以上ですよね。それから、社協さんの場合は比較してはなんですが、1700万円以上ぐらい出ているかと思うのですが、今現在ハレルヤさんと社協さんは、かなり前からですが、公認会計士さんを入れた外部監査システムを受けておられます。今、時勢の流れといたしましては、この市町村の一般会計とか、そういった特別会計に関しましても、市レベルでは既に弁護士、あるいは公認会計士等による包括的外部監査体制が導入しないといけないという流れになってきているのです。まだ町までは、そこまではきておりませんが、ゆくゆくはそのような外部監査体制が構築されるのではないかと思うのですが、法人化とあわせて、より透明性の高い会計システムの構築をしていただきて、町民からガラス張りの会計、経理、そういった実務がなされているように信頼される組織づくりをする必要があるのではないかと思います。

観光協会については、このへんで終わりまして、次に地主神社境内と、それから下の土俵の付近の境内用地のことについて、若干重ねて質問したのですが、先ほど答弁をしていただきて、教育長のほうからもいただきまして、事務局がそれぞれ大変苦心され、努力されているのは重々理解しいるところでございますが、一応再確認のために町長にちょっと説明をしていきたいのですが、これ御覧になれますか、ちょっと見にくいでですか。これが赤いのが宗教法人の土地です。今、琴平神社が建ってますけど、一番上の鳥居のある所がここです。それから、ここが相撲の土俵があるところです。それから、ここが地主神社で、今現在、ここは登記名義人が宗教法人になっていまして、ここ下の境内地ですが、地目は境内地なのですが、どちらも境内地なのですが、これは一応平成22年に与論町の所有権登記がなされておりますが、今、赤の部分から点線をされた部分がありますが、この部分が両方の土地にまたがっているとみなされるのです。教育長にもちょっと、この点線の部分がですね。そういうことで、このことにつきまして以前にも私ども議会議員から提言があったと思うのですが、喜山さんがあったと思うのですが、この与論城趾に関しては、既に御存じ、釈迦に説法だとは思うのですが、600年以上も前に構築されたと言われています。そして、現存する琉球城（グスク）としては、この南西諸島で最も北限の山城の極めて貴重な文化的価値が高い史跡であると言われておりますが、まずこれを県、町への何らかの手続きも経ない状態で、この史跡自体に人為的に加えて、この構築物を占有されていること自体に大きな事件的な要素があるのではないかと思われるところがあります。この土地は、まったく神社法人の所管でもない、そして、土地財産とは無縁のものでありまして、私どももですが、気づ

いた時点できれいを差し止めるべきではなかったかと、大変後悔をしているのですが、行政も議会もお互いに統一的な責務があるのではないかと、このように認識するところでございます。

ここで、まず問題になるのが、何件かあると思うのです。まず1点目といたしまして、この史跡、この貴重な城趾、史跡物を一部損壊していること。そして、この史跡の原形復旧や経費負担の面が、今後問題になってくるのではないかと思います。

それから、2点目に自主占有の状態が継続していると、これはすでにその原因が発生した時点からこの状態が継続していることの事実。

それから、3点目なのですが、いわゆる与論城趾のある石垣等がある底地が町の公有財産であることは、これはもう紛れもない事実であります。それから、一般的に道路、ため池、海岸とかは時効取得が成立しないのですが、このような普通財産的なものにつきましては、時効の取得がかかる場合がありますので、私どもが認識すると、この土地は時効取得も当然、取得時効が成り立つのではないかと思われます。

その4点に対しまして、危惧感を持っているのですが、この区域は実は、先ほども言いましたが、一応、文献によりますと、この琴平神社のこの部分、地主神社の部分は、与論城趾の時の一の郭、相撲場が二の郭、そして、下の駐車場が三の郭という、この三段構え城が成り立ってるといわれております。そうすると、当然こういったところで構築物を建設する。いわゆる手続き、そういったのをするときは、必ず県の埋蔵文化センターとの協議が必要になってくるのですが、この神社内でも、そのような見受けられるべき構築物がつくられているということ自体も、これは恐らく所定の手続きは経てないのではないかと考えられるのですが、誤りがあつたら御指導いただきたいと思います。

そこで、教育委員会の事務局長から、これまで何点か説明を受けて、私どもも、ああそうかということで認識もしているのですが、彼もいろいろ努力はしているのですが、なかなか進まないというのが現実にありますと、大変難しいところもあると思います。そこで、このような障害的、いわゆる障害的作業ですね、障害的な専門的な事務作業というのは、なかなか場内の職員がするのは、人事異動があることや、または現実に作業がですね、相手が円滑に応じてくれればそれは問題ないのですが、なかなか円滑に進捗していかない。これまでの例から、法律的な面、それから専門的な知識も要することから、過去においてもこのような土地問題等に起因すると考えられる関係職員のストレス面がかつてあったように記憶しております。ですから、そのようなことがありますから、従来から私は町長に何点か提案をしてい

るのですが、このような事案というのは、職員だけに、事務方ばかりに任せるのでではなくて、そういった先ほども4点もございますが、やはりそういった専門的な法律事務所等に依頼をしてもらうほうが、そして職員は、そのほかの仕事に専念して、もっとほかの町制に関する仕事はたくさんあると思いますので、そのように外部的な委託をして、進めたほうがいいのではないかと思うのですが、町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その点につきましてですが、私どもも内部でいろいろな角度からの検討をしたのです。その中で出た問題でありますと、まず第一に、教育委員会のほうから撤去命令は出してあるということで、相手のほうも違法性については認めているということ。

そして、それからもう1つは、あの建物をつくった時に、最初に議員がおっしゃったように、すぐ気がついて、何と言いますか、工事差し止めをすればよかつたのですが、うっかりといいますか、全くわからないであつという間に出来上がった状況で、これをどこがやったかということで、私は、2番組、1番組の方々が、要望されたのかと思って聞きに行ったらとんでもない、「町長がさせたのではないか」と言われてもうびっくりしたのですが、そういう状況で勝手につくられたということで、撤去命令を出しているのです。

それともう1つは、なぜそれをつくったかという理由を聞いてみると、挙む時にはまっすぐ前から挙むべきだと、今までもように横から挙むというのは、これは通らないということで、その理由でつくったということを聞いたのですが、それは考え方によるのではないかということで、言い合いといいますか、言ってきたのですが、今回老朽化して危険を伴うから、誰もこっちには乗せないということで、立ち入禁止にしたのですが、そうすると、どこで参挙するかということになりますと、もとに戻って今度は、法人の土地でしか参挙ができないということで、それも今はデコボコになっていて椅子が置けない、それからテントが張れない。テントを張ったときに、風が少しあると吹き飛ばされるものですから、止めるところがないものですから、テントが張れないという状況になってしまって、結局そこをきれいに整地をして、法人の土地を整地してテントは張れるようにして椅子が置けるようになさせてくれということについて、そのことについては、一向に構わないということでありましたので、今後はそのようにしようということで、挙むところはやってあります。

ただ、おっしゃるとおり、建物を早急に撤去しないと専有件とか、いろいろな問題が出る可能性がありますので、今後また専門家にもその内容を御指導いただきな

がら検討してまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） やはり構築された方も、それなりの理由があつて、前から挙めるのが当然ですよということで、それはそれなりの理屈、議論もあるかとは思いますが、やはりしかるべき、構築物をするには、それなりの地主さんというか、底地の主さんに合い議して、しかるべきそういう関係団体とも合い議をしてからするのが筋道だと思いますので、そこらへんの手続きが不備だったということもござりますので、そこらへんをやはりしながらなるべく早急にこれを解決しないと自主占有がカウントダウンがずっと進んでいくのですので、そこらへんを法的な対策等も考える必要があるかと思いますので、今おっしゃられましたように、そういう専門家、法律事務所弁護士さんとかにお世話をなったほうがいいのではないかと、僕はこのように提案するところでございます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのようにしたいと思っています。前から挙まなければならぬということについては、私どもとしても、いろいろ検討して危険がないようにしたらどうできるかということで検討したのですが、話を聞きますと、あの石垣には一切手をつけてはいけないということで、手がつけられないと、どうにもしようないということで横でしかできないということでお願いをしたのです。それは了解をしていただきました。その後のことについては、法的な御指導を受けながらやってまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 挙み方については、どうのこうの申し上げるあれはないと思います。

それから、現場の所管のことについて、若干意見があるのですが、教育委員会の所管、財産というのは、町の公有財産規定の中に、教育振興法の中にあります直接学校教育に関する施設が教育財産という提言をされまして、これは教育委員会の所管ということになっていますが、この地主神社、それから、下の相撲土俵がある所、これは直接学校教育とは関係ないような感じもするわけで、若干相撲を小学生、中学生、高校生あたりがたまにされることがありますので、学校教育との関係もないということではないかと思いますが、私が考えますと、これは、与論町の公有財産規定の中に、条例の中には行政財産というものは各所管課長が責任者であります、教育財産は、教育委員長。それから、それに該当しない普通財産というのは、総務企画課の課長の所管だと考えるのですが、そういうことで、今回の総務企画課長、沖島課長は、前にもいろいろな債権の問題とか、そういう法的な問題と

か、たいへん精通されている職歴を持っている課長でございまして、今後はやはり連携していただいて、教育委員会と総務企画課と連携して進めていただいたらどうかなと思いますが、総務企画課長どうですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 公有財産には御承知のとおり、行政財産、それから普通財産という形でございます。行政財産につきましては、公用財産、それから公共用財産というふうに2つに分かれています。今おっしゃられているところは公共用財産、町民に提供している、公有財産の場合は、庁舎とか消防用、自治体が管理している施設以外のものだとしていますが、今の状況では、教育委員会の十五夜踊りだとか、また相撲の大会、そういったことで、先ほどもありましたが、行政財産の管理、所管する管理者というのは町というのは教育委員会という認識で、これまでしているところがあります。いろいろ捉え方としては難しい面もありますが、下の方はサザンクロスセンターは観光課とか、そういった現在管理している所管している、実際作業、草を刈ったりいろいろな管理をしている面からして教育委員会ということできてきております。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 行政財産と普通財産は、そうなのですが、教育財産というのは限定されているのです。直接学校教育に関係するものと限定されているものだから、そこに引っかかりがあるので、行政財産ではない普通財産ではないという言い方ではないのです。行政財産と言えばそうかもしれないし、だけれども、教育財産では紛れもなくこれは違うだろという見解でこのことを申し上げているのです。

それはいいとしまして、両方関係者、ひとつ連携して頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それから次に、75歳以上の高齢者等に関する無料バスのことについてお伺いしたいのですが、この無料バスは何年ぐらいになるのでしょうか。無料バス券を交付してから何年ぐらいになりますか。わからなければいいですが、わかるのでしたら歴史的に20年ぐらいとか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） お答えいたします。昭和56年からやっている施策でございます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 実は、私昔から疑問に思うのですが、今は路線バスというのは200円なのです。一周回っても、2周回れば別でしょうが、1周回れば1周で200円ですが、そうすると、例えば、東区の辺りから与論病院に行こうとすると、

200円で来られる方もいらっしゃるし、タクシーで行くと1,500円以上かかる方もいらっしゃるかと思うのです。例えば、赤崎のあの辺からバスに乗るとして、かめやの付近まで出てこられないですよね。そうすると、200円で来られる人には補助をして、1,500円以上出さないと与論病院に行けない人には補助を出さないというのは、これは全く逆転ではないかなと僕はそう思うのです。私が叶に住んでいて、供利議員なんか、二人はバスに乗ったことないのですが、それは別にして、そういう発想自体が良いこととして福祉行政の一環として出発されたこととは思いますが、本当に弱者の、高齢的な交通弱者の救済という観点からすると、むしろこれを75歳以上とか障がい者、あるいは6歳未満の子供たちに対する援助ということを考えていただけたのでしたら、タクシーにも使える、バスにも使えるという無料交通券という配布システムに切り替えてもらって、拡充してもらう方法がいいのではないかと思うのですが、町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） この問題につきましては、おっしゃるとおり不公平感が非常にあるという点、私も直接、バス券でタクシーが乗れないかという話も町民の方から聞いているのですが、実は乗り合いバスが、どういうふうになっているかというと、いろいろな複雑な計算で、1以上でなければ国から補助金が出ないと、乗り合いバスを運行するのだったら町で全部、借り上げでやることになれば町で負担する。与論の場合は1.1なのです。少しでも乗る人が少なくなれば乗り合いバスが補助の対象にならないということになるのが1つ大きな問題があるのです。といいますのは、乗り合いバスの75歳以上の無料券を全部の方々にやったときは、全員タクシーに乗る可能性が出てくるのです。そうなると、まずは乗り合いバスをやめる決心が1つ、町で全部補助金を出すということになれば別ですが、その問題が1つあります。それだけではないのですが。

あと考えられるのが、解決策として路線を増やす、今1路線でやっているのですが、例えば、吉里線、茶花線、あるいは飛行場、桟橋を通っての茶花線とか、そういう考え方もう1つあるのですが、それは1回路線を通して、採算が全く取れないということで廃止になっているものですから、1回廃止になった路線を再度やるというのは、よほどの理由がないとできないので、これも非常に難しい。そうなると、あとはコミュニティバスとか、福祉タクシー、あるいは福祉バスといういろいろな考え方があるのですが、これもあちこちに収集して調査をしているのですが、なかなか町の財政が問題にあるのと、もう一つはやる業者が営業用車と同じような免許が必要になるものですから、なかなかそういう業者が出てこないというのが現状です。ただ、それだからといってあきらめるのではなく何かいい方法があればと

いう模索を今、一生懸命やっているのですが、どうしたほうがいいのか、この件については、非常に困っている状況です。もし、また何かいい知恵があれば御指導いただければ有り難いと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今、バスの運転手に聞きますと、1日、30人から50人だろうなということなのです。それに乗っているのは無料バス券を持っている方々が主であるという内容のようですが、バスの運行をいろいろ模索・検討することも、それは先ほども答弁にもございました。それは1つの手です。内地ではそういうことも、オンデマンドバスとか、コミュニティバスとか、いろいろそういうのも運行しているものもあります。やはり手っ取り早いのは、少しでもそこらへんの不公平感がなくせるような、福祉行政の在り方というのをもう一度検討したらどうかと考えるので、いろいろそういう意見もこれまで出てきたと思うのですが、ひとつ御検討いただきたいと思います。

それから、その次に時間もございません。認定農業者のことについてですが、今与論島のさとうきび作をこれまで基幹の作物と言われているのですが、やはり500ヘクタールを下回るような状況になってきておりまして、与論島製糖のお話を聞きますと、年間2万6000トン以上の原料が確保できないと、これは厳しいと聞いているのです。そうしますと、1反歩から5トンから5トン500ぐらいのさとうきびが定期的にとれるような状態でなくてはいけないのですが、僕が一番に申したいのは、面積は畜産との相対関係もある関係で面積の伸びというのは難しいのではないかという気がするのです。そうしますと、どうしても2月、1月の大体中旬ぐらいから収穫に入るのですが、春植えの新植も、株出しの中耕培土をして肥培管理をするのも2月頃するのと、例えば、今年の場合は4月の初旬まで持ち越したのですが、その後に肥培管理をしたり、また春植えをしたりすると非常に成長の伸びが梅雨の時期とも重なってくるものですから、そういう相対的な条件から、やはり2月という作業が一番のキーワードになってくるのではないかと思うのです。そうしますと、2月に収穫後にすぐ植え替えができる、あるいは肥培管理ができるという体制をつくるためには、どうしても受託作業者の数を増やさなくてはいけないし、その能力を高めなくてはいけないということで、そのようにしているのですが、現在糖業振興会のほうに聞いてみると、認定農業者でないと受託作業としての補助金が出ないという見方なのですが、それは国庫補助事業をとつてする条件が認定農業者でなければ駄目だよという、そういった要綱があるとしたら、それは致し方ないのですが、今回、今年などは特に国からの補助金はなのです。そうしますと、当然そこに糖業振興会からの単独補助がなされたのですが、糖業振興会の補助

するのに、別に認定農業者の受託作業者でなくても、それは当然農家に対する補助なのですから、そういうふうな適切な受託作業さえやっていただけたのなら、同じような補助対象にしてよろしいのではないかと思うので、そういうことをお願いしたり、質問したり提案したりするのですが、そのようなことから、今後、もちろん国に対する中耕培土とかの肥培管理に対する管理作業に対して補助申請をもちろんこれからも重ねてお願いしていくのと同時に、このことは先般の全郡の議員大会でも強く出たのですが、それと同時にそれが駄目だったら糖業振興会単独の補助事業だったら認定農業者でもない、受託作業者であればいいですよというふうに、要するに農家に補助するのだという考え方を持っていただいて、これを適用していただいたらと思うのですが、町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の認定農業者の件なのですが、現在与論町の認定農業者は110人認定されています。ですので、ある程度のオペレーターないしほ場とか、いろいろ持つていらっしゃる方などは、相当なる人数で認定農業者で入っていますので、そのような状況で進めていければ、今回も糖業振興会のほうが主体になって、どうしようかということも今言ってきております。

それと、先ほど質問のありました2月植え、3月植え、4月植えの件もお答えいたしましたが、与論町でのデータは残念ながらありません。鹿児島県の試験場などのデータを見てみると、やはりどうしてもさとうきびの品種で8号で試験をしている模様なのですが、2月植え、3月植え、4月植えと春植えの場合は、できるだけ早く植えたほうが温度からしても、梅雨時期に間に合って非常に良いという結果が出ております。以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 分かりました。面積がとにかく限られている状態では、やはり生産高、反収を上げるしか術はないので、その方向に向けて万全の体制でひとつお願いしたいと思います。

それから、ちなみに糖業振興会に対する年間の補助金ですが、今年の一般予算で上がっているのは500万円です。これは、これだけの面積のさとうきび農家に対する基幹作物に対する補助の額からすると、非常に小さいような気がするのですが、これもやはり与論島からさとうきびがこれ以上減産するということは、工場の操業上にも問題がありますので、是非ひとつこの面を真摯に捉えていただいて、糖業振興会の会長である南町長が、これを旗振りをしていただいて、国からの補助金を、とにかくお願いしていくのと同時に、糖業振興会に対する助成も抜本的にしていただきたいと思います。

それから、南町長に特にお願いしたいのですが、これからも与論のさとうきびを守っていくんだという、さとうきび魂を強く持っていただいて、これからキビも作っていただいて、ひとつ頑張ってもらえたらいかなと思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから、最後になりますが、東与舎地区のため池のことについて、先ほど町長のほうからPH、COD、それからDO、トータル窒素について説明がなされたのですが、御承知のように、このため池は上流の方にゲートボール場、福祉センター、総合グラウンド等、それから清掃センターもあるのですが、島では一番大きいこども園がありまして、それと2戸ほどの畜舎が見られます。これも多頭飼育のように見受けられるのです。そういうことです、一応、データ的にPHは10以下だということ7.5以上というのが国の基準ですので問題ないと思いますが、窒素量とCODが、国の基準の場合はCODは6ミリグラム以下、酸素要求量が5ミリ以上、トータル窒素は1ミリグラム以下となっていますが、要論から申しますと、汚染元、流入元を明確化して、そのところの対策を進めて、池の底ざらえも出ましたが、それもですが、汚水の流入元の対策をする必要があると思いますので、ひとつお願いいたしたいと思います。

農地転用に関しましても、そういう排水に関しまして条件みたいなものがありますよね、徳田局長、新しくなりますので、ひとつコメントを。

○議長（大田英勝君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（徳田康悦君） お答えいたします。

農地転用につきましては、それぞれの要件を満たす形で認めているのですが、そういういた雑排水等につきましては、農地について汚染が及ぼさないような条件で許可をしておりますので、そのように農業委員会としても取り組んでおります。

○議長（大田英勝君） 2番。残り4分です。

○2番（高田豊繁君） ありがとうございました。

国も県も環境保全型農業の推進、それからバイオマス利活用の推進、家畜排泄物再利用の促進を図るための県の基本計画もありますが、今後、畜産し尿による環境負荷も課題となってくる中で、今後これを有効なバイオマス資源として、堆肥センター等と関連させ、リンクさせながら、この資源利活用計画と水質保全対策をあわせて今後進めさせていただけよう提案したいと思いますが、町長と産業振興課の課長の考え方を再度確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 努力してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 先ほどの水質の件なのですが、まず鹿児島県と中央陳情に、この大島郡内が特に掘り込みため池が多いと、掘り込みため池がなぜ悪いかというのは、水を動かすところがないと、水を下から順繰り動かして川みたいなのが流れていけば、それほど臭くはないのではないかということもありまして、先日6月6日、奄美群島の農業農村整備事業協会の総会の中で、副町長にお願いをして、陳情といいますか、要請文をつくってお願いをしましたところ、県庁と大島支庁、沖永良部事務所からもいろいろと案がございまして、今年度から1年か2年目ぐらいで県単のトータルプランの事業を鹿児島県が導入をして、その調査をして、その後で国の事業として、今、水質対策事業、基盤整備事業の水質対策事業というのが国の事業項目にある関係上、それにそういったのが乗っけていけないかということをまず検討して、それが乗っけていけるようであれば、中央陳情は引き下がると、それがもし乗っけるのが難しいということであれば、その時には来年は中央陳情ということで、鹿児島県が起案して持っていくということで、今日やっと結論がきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 私は、今のおっしゃられる点は非常に大事だと思います。それと、やはり先ほど申しましたように汚水源、特に、私は畜舎のことを心配するのですが、牛の場合、人間の大体100倍から300倍の濃度でBODが出されるとなっております。そういうことで、牛の糞尿といいますのは、これは産業廃棄物になるのですが、そういった問題、それから水質汚濁防止法の観点もあるかと思いますが、私は産業振興課長と環境課も連携して、早急な対策が進められればと期待したいと思いますが、新任の吉田環境課長の考え方をお伺いしたいなと思っているところです。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） お答えしたいと思います。先ほど議員から流入元の調査ということのお話がありましたが、確かに東与舎の上の方に体育施設関係、大きな建物を有していますし、住宅等たくさん持っております。そのような中で水質基準を満たす浄化槽で排水はしておりますが、再度、いろいろな漏水漏れ等、途中でのいろいろな排水のところを検討しながら、その流入元の調査も進めていきたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 最後になりますが、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） もう時間はないです。時間です。時間になります。

○2番（高田豊繁君） 3秒だけ。

○議長（大田英勝君） はい。

○2番（高田豊繁君） 16か年の与論町で最も長い唯一無二の長期政権の中で、本当に疲れさまでした。あと1期あればというか、これだけはしたかったのだけれども、というのが3点ほどありましたら、これだけやり残したことがあるというのがありましたら、お聞かせ願えませんですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 皆さんのおかげさま16年近くさせていただいて、本当に感謝しております。一生懸命やったつもりですが、力足りないと申しますか、やりたいことが今になってたくさん出てきまして、3つどころからたくさんやりたいことがあるのですが、特に心残りが庁舎建設というのが非常に私の力不足で遅れたことを町民に非常に申し訳なく思っているのですが、このことについては、新しい町長さんがすばらしい考え方でやっていただけるのではないかと思っています。ただ、細かく言えば限りはありませんので、ひとつだけ申し上げて答えとさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。終わってください。

○2番（高田豊繁君） 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。どうもすみませんでした。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、3番、町俊策君の発言を許します。3番。

○3番（町俊策君） 長い過去のことを町長に質問したり、そういうつもりはありません。ただひと言「御苦労さまでした」と申し上げたいと思います。

続きまして、あと残された問題について、お尋ねをしていきたいと思います。

1 最重点引継事項について

(1) 町長は、第5次町総合振興計画期間の5年目に当たる半ばで引退することになったが、本町の農業・水産業の振興対策及び特産品の開発については、最重点引継事項をどのように認識し、次の新体制にどう託していく考えであるか。

(2) 商工業・観光業の振興対策については、最重点引継事項をどのように認識し、次の新体制にどう託していく考えであるか。

2 花のまちづくり対策について

(1) 本町は、パナウル王国を標榜し建国して32年になるが、パナ（花）づくりについては、現在の老人クラブ、女性団体、子供育成回答の取り組みに加え、長島町の「ぐるっと一周フラワーロードづくり事業」を見習って、町三役の花壇をはじめ、役場各課ごとの花壇等を造成し、年間を通じてそ

の維持管理に当たるなど、町長が先頭に立って花のまちづくりを推進する考えはないか。

以上、3つについて質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1－(1)についてお答えいたします。

農業の振興につきましては、第5次町総合振興計画を軸とし、さとうきび、畜産、園芸など重点品目ごとの生産性向上に不可欠な課題解決に向けて、関係機関とさらなる連携づくりが必要であると認識しております。

また、台風や干ばつ等の自然災害に対応した生産性向上のための施設等の基盤整備や農地の流動化による担い手の育成が急務になると認識しております。

水産業の振興対策につきましては、近年の漁価の低迷、原油の高騰により、就業環境が悪化しており、離島であるがゆえに不利な状況は改善されておりません。本町の沿岸域資源回復への対策や新たな漁業、魚種、特産品開発等が必要であると考えております。

このようなことから、水産資源回復等による漁場の維持や管理についても、創意工夫を活かした新たな取り組みを行い、水産業の維持、発展を図ることが重要であると認識しております。

特産品の開発につきましては、農水産業や観光業の振興を推進する上で、積極的に取り組む必要があると考えております。地域の農産物や水産物、加工製品などの商品に本町独自の新たな付加価値を加えて発信していくことが、与論島の宣伝につながるものと考えております。

今後は、本町の特色を生かした特産品の開発や販路開拓、それらを担う人材や企業の育成を視野に入れ、国等の補助事業の導入を検討するとともに、物産展への出展助成、情報発信等の積極的な取り組みと農水産業及び観光業の連携による地域経済の活性化を新体制へ託していきたいと考えております。

次に、1－(2)についてお答えいたします。

本町の商工観光業の振興対策につきましては、施政方針において述べさせていただいたとおり、積極的な島内消費の喚起による商工業の活性化と誘客対策、受入態勢及び推進体制の充実による観光業の活性化という重点施策を中心にして振興発展に努めてまいりたいと存じます。

他の地方自治体の例に漏れず、本町においても、人口減少が続いているが、地域の中だけで経済活動を行うのではなく、交流人口の増加による消費活動の推進により、経済活動を活性化させることが重要であります。その意味において、観光

業は地域社会・経済の活性化における生産波及効果が非常に大きなものであると認識しております。そして、観光産業の発展には、他にはない与論町独自の魅力を打ち出すことが重要であると考えます。

これまでの積極的な誘客・宣伝活動の効果もあり、今年の入込客数は5月末で前年度比約2,000人の増となっております。しかしながら、注目され、旅行客数が伸びてきている今、しっかりと足元を見つめ直し、観光地としての与論島の魅力に磨きをかけるときだと考えております。

観光業の振興が本町経済の活性化につながるということを最重要引継事項として、しっかりとつなげていくとともに、今後も、緑化の推進等による環境の整備、宿泊施設や観光施設等の人的な側面も含めた受入態勢の整備と「ヒューマンツーリズム」の町民への意識構築等推進体制の充実を図ってまいります。

最後になります。2-(1)についてお答えいたします。

花のまちづくりにつきましては、現在、子供育成会等各種団体を中心となって、花壇づくりに取り組んでおり、最近では環境課や商工観光課においても道路周辺の植栽や花壇の整備を進めているところでございます。

今後、職員や関係機関とともに協議を行い、花壇の設置や方法等について、前向きに検討してまいります。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 引継事項につきましては、それぞれの課で認識をされ、しっかりとやっていただけるものと信じています。それは従来の実績に裏付けされていることでもありますので、そちらのほうには、あまり質問はいたしません。

それから、2番の商工業、観光業の振興対策についてのことなのですが、振興対策の中に誘客対策、それから受入態勢について、さらに推進体制、言葉がダブっているような気もいたしますが、この三つについて具体的に説明をお願いします。商工観光課長。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 受入態勢についてですが、現在ホテルとか、そういうのが休業、あるいはピーク時よりも大分減っています。受け入れのキャパとして、新しく考えられるのが民泊等を考えています。

そしてまた、できましたらホテル等も、誘致を今後の視野に入れていいたいと思っています。

誘客対策としては、いろいろとイベント関係もやっていますが、それによっての結果は果たしてどうだろうかというのは、なかなか把握することが難しいということで、要するに天気とか台風とかで入り込みに影響があるものですから、なかなか

その結果が難しいところがありますが、幸いに今、各テレビとか、そういう番組の誘致でおかげさまで宣伝効果がありまして、例年よりはお客様が増えていると思います。以上です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 今の誘客対策について、テレビ等の宣伝等で非常に、この間も見せていただきましたが、大変いい宣伝をしていただいていることは十分承知しております反面、非常にドキドキしています。あまりにもテレビの場面がきれいすぎて、それを期待して来られたお客様に、果たしてその期待に応えられるのかということについては、十分認識をしていただきたいと思います。

誘客対策に関連するのですが、セールス活動につきましては、どのような誘客対策を具体的に行っているのか、そのへんを主な点を上げていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。この対策としまして、実際の行動は、観光協会と一緒に修学旅行の学校訪問、あるいはまたエージェント回りということで、協会と連携しながらやっています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） セールス中に各エージェント関係等から要望される事項の主なものは何ですか、どういうことですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 一番のネックとしまして、与論に来る交通費、飛行機、あるいは船舶、お客様を運ぶ交通手段が思うようにいかないところがあります。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） その中で、誘客対策の御指導をいただいている点で、宿泊施設とか、観光地としての見るところ、あるいは体験するところ、いろいろなダイビングとか、そういった具体的な面について御指摘はありませんか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） ただいまの質問にお答えします。今、実際本町の施設においては、大分年数が経っております。それでそういう施設の改良といいますか、そういう意見もあるのですが、1つの考え方としまして、施設は古くとも掃除が行き届いてきれいであれば、それもまた与論独自の民宿、あるいはホテルの良さが出るのではないかということで、答えているところもあります。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 特に宿泊施設については、誘客における重要なポイントだと思います。というのは、そこを拠点にしてお客様は活動されるのですから、それともう1つは、自分の日常生活の中でも最ものんびり、ゆったりできる場所ではないかと思います。そのための旅行でもあると思うのですが、そういった際に今の民宿等につきまして、お客様が満足しているとは思えないのです。大変失礼な話ですが、しかし、これを意欲のある人が出てきて改造をしたりして、受け入れ施設を充実化させていくならば、子供たちの帰ってくる事業としてもとれるのではないかと思うのです。子供さんたちとも話し合いをされながら、宿舎等の改造をしていくと、少なくともトイレ、それから食事をする場所、それといわゆる寝室、寝室もできればベッド等に変えて、それからヤドマーブイがキャーキャーキャー鳴くのですが、これを防止するという意味だけではなく、蚊帳を吊ってあげるとか、今、蚊帳がはやりつつありますが、そういったもので受け入れ施設内容を改善していくと、そして、宿泊施設も重要な商品です。もっと大切なのは、その宿の御主人の接待によるところが大きいのではありますが、しかし、第一義的には、いつまでも昔の与論島の施設でいいというわけにはいかないと思います。そのへんを是非配慮、御指導いただいて、改善されたところから優先的にお客様を入れると、それだけ経済的にハンディを負うのですから、そして、ある意味では融資については、何らかの利子を補給してあげるとか、そういう借りやすい、施設を改善しやすいという体制づくりを是非考えていただきたいと思います。これについては、融資先の銀行へ行けと言えば、それでしまいなのですが、行政として観光には特に重要な配慮があれば、そこまでの配慮があってもいいような気がいたします。

そして、そのことによって引継者がいますかと、跡継ぎはいますかということも含めて、そういった条件を付けて、条件がかなったところから融資のあっせんをしていく、あるいは利子補給を若干してあげるとか、そういう優遇措置をとっていけば、おのずと若者たちの帰ってくる場所になっていくのではないかという気がいたします。その考えについて、どうでしょうか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） このことは、まず協会とも民宿とか宿の改善については、今後も講習ということを行って、改善していきたいと思っています。

また、融資の関係は、今、商工会の事業がいろいろとあります、商工会との関係もありますので、その中で今後融資関係のことをやっていきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 今の状態で融資を受けるというのは、非常に冒険です。非常に

悩むところだと思います。しかし、それがある程度借りやすくなったり、返済しやすいという条件があれば、子供を思いきって呼ぼうかなと、呼び返そうかなということにもつながるのではないかと思います。だから、そのへんのところをひとつ大きな視野をもって見ていただきたいという気がいたします。その件については、よろしくお願ひいたします。

今、申し上げましたことは、人口減少は続いているのですが、この人口減少の歯どめにも非常に有効的だと思います。ですから、このことについては、あらゆる面で検討していただきて、やる気のある民宿の方々を優先して集客もすると、お客様のあっせんもするというようなことで、その数を増やしていっていただきたいなど希望いたします。

また、昔はモニターツアーというのがあって、旅行業者さんを呼んで、いろいろと島内を見ていただき、そして、いろいろと御指導いただきたりして、そういう旅行業者と地元という受入態勢というようなことのつながりを強化していった記憶があります。今は呼んでも来てくれるかなという心配はありますが、何とか船会社や航空会社と提携して、是非旅行業者のモニターツアーを提携していただき、そして、また来たところにつきまして、行ってその感想を聞いたり、それについて、こう改善していきますので、今後とも送客のほうをよろしくお願いしますというセールス方法もあると思います。だから、旅行業者とは絶対縁が切れないようなシステムを組んでいただきたいと思います。

モニターツアー等についての効果について、商工観光課長どのようにお考えですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） お答えします。去る、この間長島の研修に行った前日、JALの支店に行きまして、今回与論でモニターツアー、結構回って見て、なかなか与論を知らない方が多いということが現実でした。それで、今度は飛行機の方はJALさんにお願いして、そして宿のほうもそれにお願いして、今度しようかということで、この間訪問してまいりました。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 明日、プリシアが30周年記念事業を行います。そこに各航空会社の方、トップの方々がお見えになるようです。それから船会社もトップの方々がお見えになるようです。明日は、是非そのチャンスを生かして交流をしていただきて、この際頑張るということで、商品化を高めていきますのでよろしくということで、町長も参加されるようです。是非課長が一緒になって御案内したり、説明したりして、接遇をしていただきますようにお願ひいたします。

それから、花のまちづくり対策についてですが、率先垂範という言葉があります。役場職員が一生懸命頑張っております。それは認めているので分かるのですが、具体的に町民の目線に立って、一緒になってこれをやりましょうと、方向づけをするのは役場職員だと思います。日頃のそういう接触によるものだと思います。町民と、パナウル王国という花について、一番取り組みやすいのではないかと思います。長島町を見て言うのではありませんが、向こうは町長、三役と各課の花壇というのがありますし、それに競争して、競争するほどのことではないと思うのですが、とにかく島を花で埋めようと。そして、石だらけのあの島を畑の中にも石がいっぱいあるようですが、その石を活用して道路周辺の整備もしていると。そして、必ず道路と民有地の間に花を植えるすき間をつくっているのですが、与論町も景観条例というのがありますよね、景観条例。

その景観条例をもう1回見直していただいて、とにかく町民全部で景観づくりをしていくような具体的な方策。そして、その前例として、各課役場職員が率先してやっていくようなことで頑張っていただければ、この効用はパナウル王国を標榜していると。それだけのことを実践することが、町全体が観光について一生懸命取り組んでいるんだという姿勢を島外にアピールできると思います。そういうことの意味も含めて、皆さんがあれに出て、ある一定の時間努力していただければ、非常に効果は高いと思います。そして、町内の各種団体にも働き掛けやすいと思います。建設会社、それからその他、いろいろな会社組織があります。あるいは老人クラブ、そういう人たちが現にやっているのですが、勢いがつくと思います。ですから、是非町長はじめ皆さんの努力を積極的な体制づくりと、積極的な行動をお願いしたいと思います。週に1回と言わなくても、2週に1回でもいいですか、月に1回でも、そういうぐあいに植えた後はだんだんなっていきます。ですから、自分たちの時間がなくなるということではなくして、とにかく行動で役場職員が頑張ってるんだということがよそに伝われば好感を持たれること大いに期待できると思いますので、是非これは率先垂範ということでお願いしたいと思います。

それから、もう1つは、ここに検討するということになっていますが、役所の検討するということは、大体はしないという意味だと解釈しています。ですから、これは検討するではなくて、時間がなかったからだとは思うのですが、是非これを実行に移していただきたいと思うのですが、町長、どのようなお考えでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの2-(1)の前に、先ほどの1-(2)について、少しお答え申し上げたいと思うのですが、先ほどの人口減の対策としては、観光は是非必要ではないかというお言葉があったのですが、全くそのとおりだと思っています。

企業誘致とかいろいろあるのですが、なかなか消費地から遠い、私ども与論町においては、企業誘致での人口増、地域の活性化というのは、限度があるのではないかと思います。やはり、観光を振興すること以外に島をこれ以上活性化していくのは非常に難しいのではないか。ただ、農業とか水産業を放り出してということではなくて、それをしながらということですが、ただ観光については、非常に高額予算を必要とし、そして、結果がすぐ出ないと、先日の町政報告会でもあったのですが、やはり使った後、宣伝した後、誘客をした後、結果がすぐ出してくれればやりやすのですが、やるほうとしても非常に気を遣う考えに考えてやるという点があって、非常に消極的になるところがあるのですが、是非周囲も御理解を得て、今後一層観光に對しての取組を深めていく必要があるのではないかと考えています。

それで、先ほどの三役の花壇づくり、実は、私も長島町に行きました、今まで私ども与論町がパナウル王国と言いながら、花がないではないかと、サンゴもですが、花がないではないかということで、非常におしゃかりを受けてきた手前もありまして、長島町に会合で行ったのですが、その時に向こうは全く土地がないです。土地がないのにあれだけの花を植えているということに非常に感銘を受けて、早速帰りました、課長会でその提案をしたのですが、私の感銘を受けたがすぐ抜けてしまって、その後から具体的な対策までいかなくて、非常に後悔しているところがあるのですが、先般議会の方々が向こうへ行かれるということで、できるだけ職員の関係する職員の長を何とか一緒に行くことはできないだろうかということで、一緒に行かせていただいたのですが、今回、前のように私が見ただけではなくて、今回は具体的にやっていくのではないかと思っていますし、したいと思っています。また、その点につきましては、実際に御覧になった議会の方々も啓蒙活動とか、実際に共に助けていただければ非常に有り難いと思っていますので、今後そのように進めてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） 花のまちづくりについてお答えしたいと思います。

先日、機会がありました、議会の皆さんも一緒に、長島町に研修視察に行ってまいりました。本当に長島町へ行きました感動したところでございますが、地の利を十分生かして、確かに町長からもありましたが、斜面が多くて、大変花園としては小さな面積ですが、その斜面を生かして、石があるところは石を利用しながら、小さなところに、それぞれがやっているということで、斜面が余計に花を引き立てる地形になっているのです。そういう感じで、本当に地の利を生かしながらの知恵だと思います。

それと、長島町の場合は心のゆとりといいますか、所得的にもそれぞれの町民が

すごく所得がありますし、行政としても財政があります。そういう中で、すごい心のゆとりの中で花園づくりをしている状態が現実でございました。

与論も昔いろいろな団体の活動が盛り上がってる頃のああいう時代を見たような気がしますが、やはり人の心のゆとりが花づくりにつながると思っています。そういうことで、各種団体の育成や、今、町としては花づくりを子どもたちや、それから子供会、いろいろな団体にお願いしてしていただいているのですが、それぞれに花園を設定しております、今、町の職員があちこち入ろうとしても、なかなかそういう花園とかの整備ができません。そういうことで、島の景観を考えいくと、それぞれの民家、それぞれの沿道にある民家の方々が、それぞれ花園と一緒にですので、その民家の整備関係も一緒にになって考えながら、そしてまた、一番大事なことは、環境教育だと思いますが、子供たちにも花を見る感覚といいますか、そういうのも一緒にになってやっていきたいと。

それから、路傍の植栽につきましては、地権者の皆さんのお理解をいただいて、今やっているところなのですが、その植生といいますか、今から国定公園とかいろいろしていく中で樹木等については、いろいろな制限がかかってきます。その中で、もともと本来の島にある植生を生かしながら、そういうことも考えていきたいと。また花園というのは、どうしても外来種が入ってきますので、そういうことも踏まえて、多年草については、できるだけ島のものを使いながらグリーンを出す。そして、パッと目立つ花については、外来種しかありませんので、そういう中で多年草で切り替えをしながら、ずっと増やすということではありませんので、年度年度の切り替えをしていきながら、景観づくりをしていかなければいけないと思っています。

先ほど申し上げたのですが、植栽ゾーンがはつきり言いまして、今ほとんどない状態ですので、長島町とかに見習って、いろいろな斜面があつたり、また空いている所がありましたら、検討していきながら、地域住民の理解を得て、進めてまいりたいと思います。

それと、長島町の場合、各団体に、町からの助成がありまして、毎年花壇コンクールみたいなものもありまして、それから町で大きな造形展も行いまして、橋で本土とつないでいますので、そういった観光客の誘致もしながら頑張っているところで本当に感動しましたが、与論も負けないように今から徐々にやっていきたいと思います。

余談ですが、この前の長島町のコンクールで最優秀賞に輝いたのは、議会議長の奥さんの花園が最優秀賞ということで、今回は議会の皆様からも御支援いただけるということですので、町としては、職員といたしまして、一生懸命努力をして花づ

くりに邁進していきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 産業振興課長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 先日の長島町への景観づくりの視察に何も準備せずに行きましたが、本当に今環境課長が言っておりましたとおりで、ものすごく感動を覚えて帰ってきました。それと、農道の法面を使ったそういった花壇づくりができればいいよねということで、職員とも相談をしながら、町単事業もしくは県単事業を使って何とかできないのかという話をしているところです。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 県のフラワーロード何とかというシステムがあつて、今の長島町から沖永良部まではあるのです。各地区の花でつなぐフラワー何とか、景観道路というんですかね、県の。それが与論町だけ抜けているのです。幸いに言っちゃなんですが、与論町はハイビスカスが島のシンボルフラワーになっているのですが、是非、これも1回県に問い合わせをしていただいて、県下でやっている事業ですので、与論も是非入っていただきたいなという気持ちと、そして、そのことによって町花がハイビスカスです。是非ハイビスカスだけはよそに負けないと、おそらく今度の各課の花園も町のシンボルツリーはこれだよというようなことで標榜していただくなれば、なお効果が高いのではないかなと思いますので、是非、検討をしていただきたいと思います。

それから、イベント実績の報告というのは非常に難しいと思います。何年か経つてなければ、その効果は出ないということはあるのですが、長島町はちゃんとつくれています。だから、これはなぜつくれるかというと、島内におけるイベントに対する見学者の数を数えることは向こうは可能です。思うには、私は外でばかりのイベントだけではなくて、島のイベントの充実化も図って、それが誘客と密接に関連しているんだということのイベントができるならば、そういったイベント効果も把握できるのではないかなという気がいたしますので、そのへんも検討をお願いしたいと思います。

それから、向こうへいきましたら、地方創生総括官という人がおりました。若手の方ですが、この人には、その人が派遣されるとお土産がたくさんついてくるので、あの時も何十億円かは持ってきましたよという話をされておりましたが、是非昔は建設課長が交換で行かれたのですが、本庁に行って、向こうから本庁から東大出の人が来たりしましたが、やはり中央と行政もつながっているということ。それ

から、ふるさと創生の事業をそういった方々の目で見てもらうのも1つの手だと思いますし、またその人たちが、これをやりたいという事業があれば、それについては、国が積極的に支援してくれるということでしたので、是非、地方創生の総括官ですか、その導入を是非、町長、最後に頑張ってみていただければと思うのですが、昔そういう事例があったのですから、できないということはないのではないかという気がいたしました。そういうひも付きの人を呼ぶと、それで活性化するということも1つの手立てではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。それについては、町長どうお考えでしょうか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えします。長島町の井上総括官とおっしゃいまして、私もお会いしたことがあるのですが、3月までに地方創生を進めるにあたって、全国から69人の国家公務員とか金融機関、大学の先生方、そういった募集がありました。それで、与論町においても、そういう募集があったのですが、その際、役職というのがかなり高いクラスといいますか、副町長クラスとか、部長級とかということで、しかも給料とかはその市町村持ちということでありましたので、その時はちょっと検討していたのですが、今後いろいろな局面で、そういった方々の情報も事例等も確認しながら進めていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 地方創生総括官につきましては、非常に人材派遣については難しいのでしょうかが、やはり国とのパイプをつなげておくということは非常に大切なことだと思います。ですから、ぜひ検討していただきたいと思います。大体任期が2年のようにですが、この人がやりたいということの事業につきましては、国が積極的に財政支援をするので、そういったことも含めて、ぜひ観光についてのそういった方がおれば、是非、検討していただきたいと思います。前にもいたわけで、その効果は分かりませんでしたが、とにかく地方創生事業が実行されるのですから、それにつきましても、非常に有効的ではないかと思われますので、国とのパイプが直結できるような体制、そういう模索も必要だと思いますが、町長、いかがでしょうか。そういう検討していただけますか。

○議長（大田英勝君） 通告事項に沿った形で、よろしくお願ひします。

○3番（町 俊策君） もし答えられたらお願ひします。通告事項とは別のようですが、れども。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ちょっとすみません。よく聞こえないところがあったのですが、いろいろと検討していきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） いろいろ申し上げましたが、以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、町 俊策君の一般質問を終わります。

次は、6番、供利泰伸君の発言を許します。

○6番（供利泰伸君） 平成27年第2回6月定例会におきまして、先般通告しました一般質問を行います。

1 沿道の景観整備対策について

(1) 花と緑のまちづくりを進め、本町の魅力を高めるための取組の一環として、ヨロンマラソンコースに町花・町木などを植栽し、行政、各種団体、地権者等が一体となって、景観を整備していく必要があると痛感されるが、積極的に推進する考えはないか。

2 地域おこし協力隊の受け入れについて

(1) 地方創生が時代の要請となっている中で、地域おこし協力隊制度の実施主体は、地方公共団体となっているが、本町では、これを積極的に導入し、活用する考えはないか。

3 特產品の開発について

(1) 本町独自の特產品の開発が急務であると痛感されるが、積極的かつ計画的に取り組む考えはないか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えいたします。まず1-(1)についてお答えします。

現在、茶花から空港、港までの区間につきましては、道路沿いの地権者の協力をいただき植栽を進めております。

今後は、外周道路（マラソンコース）の地権者の御理解をいただきながら、ハイビスカス・クロトン等をメインに、島の景観に合ったものを選んで植栽の整備を進めてまいります。

また、道路沿いにある自然の石山や樹木等を生かしながら、島の資源である自然石（サンゴ石）を利用した景観整備に取り組んでまいります。

次に、2-(1)についてお答えします。

人口減少や高齢化等が進行している本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、定住・移住を図ることは、地域力の維持・強化に資する取り組みであり、有効な方策であると考えます。

地域おこし協力隊の受け入れに当たっては、地域や自治体の将来ビジョンを示し、協力隊に対する活動内容・役割などを明確にしながら「協力隊・地域・自治体」3者の連携体制を整備することが不可欠だと考えます。

自治公民館をはじめ、各方面の地域おこし協力隊の受け入れニーズを把握し、制度導入に向けて積極的に取り組んでまいる所存であります。

最後に、3-(1)についてお答えします。

農水産業や観光業の振興を図るためには、本町独自の特産品の開発について、積極的に取り組まなければならないと考えております。

また、地域の農産物や水産物、加工製品に、特色のある新たな付加価値を加えて、発信していくことが与論島の宣伝にもなると考えております。

これまでの本町における特産品開発については、民間主導で開発が行われ、個々の事業者による商品販売やPRにとどまっておりましたが、平成24年度、平成25年度には、商工会が主体となった全国展開支援事業により、複数の事業者が一体となった特産品の開発も行われております。

また、異業種間のタイアップによる商品開発及び流通システムの構築を推進し、島内産物原料の商品として、お土産店、宿泊施設、飲食店等へ提供し普及させることが、特産品の定着につながり安定化していくと考えます。

今後は、本町の特色を生かした特産品の開発や販路開拓、それらを担う人材や企業の育成を目標として、国等の補助事業の導入を検討するとともに、物産展等への出店助成、情報発信などについても積極的に取り組んでまいる所存です。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 先に登壇しました町議員にもその答弁があり、非常に沿道等、長島町のぐるっと一周ロード計画整備事業ということも、説明も。

一緒に行かれた環境課長が非常に説明がうまくて、よくわかったのですが、町議員とは違った形での与論マラソンコースについて、話を伺いたいと思います。

実は、ヨロンマラソンコースは、現在では空港近く、茶花のそこに出ますよね、そちらから空港から港までは整備できているように自分でも感じています。ただし、まだ立長地内から立長の港から出て、それから一周ぐるっとコースを回った時に、また整備できていないところがあると思うのです。その整備について、地権者と話し合えば植栽ができる場所があると思われますが、相談して、町長は元気が

ありませんから、課長どうですか。地権者と相談して進めてみる気はありますか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） おっしゃるとおり港までの区間は、距離は大体整備が進んでおりますが、今から立長地区に入ろうとしているところで、ちょうど供利議員のそういう前向きな話がありまして、用地交渉の時にぜひお願ひしまして、進めてまいりたいと思います。どうしても無償で用地を提供していただく関係で、いろいろなのはありますが、地権者の皆さんのお理解をいただけるものであれば、うちのほうで整備をしながら、また緑化推進の方々も増やしていく割り振りをしながら、植栽をしたり、また除草したりしながら景観整備を進めてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） これは本当に課長は気を使う仕事でございますが、非常に地権者としても協力する気は十分にあるのです。例えば、隣の人がやっているから自分もそろそろしないといけないなというのは、やっていくうちにわかってくると思います。だから、そういうのを課長のほうで音頭をとって、早めに早めに指揮をとってできるところは順番にやっていくという、ラインで結んでいくという1つの構想で動いてほしいと思います。ひとつよろしくお願ひします。御協力のほどお願ひします。

それと、道路より低いところは植栽はほとんど無理だと思うのです。道路のくぼみの下のほうには、だから同等の高さのところにあるか、長島町でもやっていました路傍と同じ高さにあるかでなければ、階段の上に上がったところに花植えをしていくという、順次進めていくように考えてほしいところですが、ひとつその辺を課長のほうで、職員を使いながら、本当に大変な仕事ですが、頑張っていってほしいと思います。あとは、課長のほうがこの件に関しましては、私よりも詳しいようで、長島町も見てますので、ひとつそのようにしていただきたいと思います。

僕は、課長と一緒に長島のほうに、町長の計らいによって行ったのですが、長島町では管理者の許可を受け、段々畑をイメージした石積み花壇を設置するとともに、花壇を設置できない場所は路肩に植栽するなど、積極的に花を取り入れ、事業所や各種グループにより管理されていると聞いています。さらに、沿道の草に覆われた古い石垣も多く、雑草を取り除き、モルタル仕上げ間詰めをして復元を図るなど、埋もれた資源も再現しながら良好な環境づくりを促進しているとのことです。ボランティアで花壇を設置し、管理していただく団体には町が景観協力認定団体として認定し、看板を支給するとともに、町の広報等でも公表し、他団体への参加も呼びかけ、事業の啓発も行っているとのことです、そこで課長はその取り組みを

どう考えていますか。啓発とか、そういう公表とか、花壇コンクールだけではなくて、路傍全体をつくっていく取り組みをどう考えていますか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） 与論の場合、台風等がありまして、植栽は難しいという感覚でほとんどの人は考えていたのですが、いろいろな方々の努力で最近は道端に花がいっぱい見られるようになりました。それは、やはり風に強い、またいろんな条件に強い植樹といいますか、種類を考えて植えてきた結果だと思います。今後ともそういうのを進めながら、また、1回で人の畑にパッと植えてというのはできませんので、町長の答弁にありましたが、石山とかあちこちに、道路端にいろいろなソテツがあつたり、いろいろな木がありながら、そのまま草ぼうぼうで残っているところがいっぱいありますので、そういうところをまず我々の方で整備をして、点を作り上げて、その後線でつないでいくという感覚で、やっていったらいいのではないかと思います。

前に、私は空港のほうでやってみたのですが、普通草が生えない、木が生えない所に、島の石を置くことによって、下の方に湿気を保つことができます。そういう感じで、そこにひげが生えることによって植物は生えていく。そして、逆に地域によっては反対側の風が吹く方向の所に、その風上側に石を置くことによって、その前が防風垣になって植栽ができるようになります。そういうことも含めて、いろいろな地形を見ながら、我々の方で場所を設定して、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 今、課長もおっしゃいました。道路の横にある自然石というのも大事です。また、観光客によっては、自然はそのままのほうが与論はいいとか、人によっては、いろいろなそういう意見もあるのです。だから、自然石も大事にして生かしながら、沿道の景観整備に当たってくれれば、よりすばらしいマラソンコースができるのではないかと思っています。ひとつ御協力をお願いしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の受け入れについてですが、私も考え方を間違えていました、地方創生といいますと、すぐ人口増に、人口減少に歯どめがかかるような、私もそういう考え方をしていましたが、それは間違っていました。そこで、地方創生に向けては、地域おこし協力隊も必要であると思われます。総務省では、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として、地域ブランドや地場特産品の開発、P R、販売等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活改善などの地域協力活

動を行いながら、その他への定住・定着を図る取り組みとされていますが、本町ではさっきの町長の答弁によりますと、非常に積極的に何と言いますかね、制度導入に向けて積極的に取り組む覚悟であるという答弁を町長のほうからいただきましたが、それは、町総合計画もありますし、職員の意識の改革といいますか、地方創生に当たる職員の意識の改革を変えないと、僕は、これは普段の僕らの考えだけでは古いのではないかなどと思うのですが、どうですか町長。職員の意識改革についてお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 職員の意識改革ということではありますが、この協力隊の受け入れについては、いろんな問題があるのです。ただ受け入れればいいというのではなくて、与論の場合はどういう仕事の内容で、キビの刈り入れ時期は非常に多いですが、それ以外に何があるかとか、非常に大きな問題があるものですから、それを今、私ども職員の中で、課長会等で検討してしっかりした計画でないと、呼びはしたもの、2年間の期間があるので、呼びはしたけれども、なかなかやってもらえる仕事がなかったとか、いろいろな問題が起きる可能性があるものですから、もう少し検討していこうということで、今やっている最中です。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 今のところ、そういうふうに答えるしか僕はないと思うのです。本当にこれは難しい問題なのです。僕は、単に地方創生といえば、人口減少に歯止めがかかるとか、そういうことだけかなと思って考えていましたら、今、町長も言われたとおり、何をどういう形で受け入れるのかというしっかりした要請プランを私たちも持たないと、それを安易に受け入れてしまったら、職員も活動ができなくなるのです。だから、そのところは、これは勝手にやつたらいけない問題ではないかなと私も思いまして、そういう質問も出したのです。

逆境をチャンスに変える発想方法としまして、「うちの地域には何もない」との話をよく聞きますが、例えば与論の場合、僕はそうだと思います。農産物にしてもある時期から時期まではあるが、その後は途中で切れてしまうと。例えば水産物でもトビウオでもそうだが、その時期はいっぱい獲れるが、その間にストックしておかないと、もう獲れないという、そういうものもあるのです。そういう中での地域おこしというのを逆境といいますか、そういう連続して出せないという事情もあるのですが、地道に、そういうことは島の僕たちでは分からないので、要するに与論に住み込んでいるから、それをほかの人が、地域外の人がみて、ああここにはこういうのがあるのだなというのが、観光客とか学生とかが見たら、そういう珍しいケースもあるらしいのです、話を聞きますと。だから、そういうのを取り入れて、地道

に外部からの視点を取り入れて魅力を発掘していく、僕はこれは沖縄の石垣島で聞いたのですが、虫の目とか、そういう作業も必要だろうし、より強気に広域的にものを見る鳥の目というのも、濁った水の中で見える魚の目というのも必要だと思うのです。だから、そういうのを全ての人が持っているわけではありませんが、まず地域では、よそ者とか、若者を受け入れた新鮮な視点が必要であると考えるので。それは石垣島に所管事務調査に行ったときに非常に言われました。そこで、ああこういうことを、今は地方創生事業の中で、こういう問題も起きているのかなということで考えてきましたが、その若者は安易には受け入れられないとは思うのですが、そういうことを考えておられますか。例えば、虫の目を持った人とか、鳥の目を持った人とか、対象ごとに物事をどう考える。濁った水の中でも見えるような目を持った人を探さないと、私たちもいけないのです。だから、そういうのは行政の立場としてどうですか、どう考えていらっしゃいますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 地域おこし協力隊の皆さんというのは、20代から30代が約8割いるとみられているのですが、先ほどの「よそ者、若者」とはよく言われることなのですが、特にこの地域協力隊については、都会のほうから受け入れるということで、田舎、田舎というのも変なのですが、都会から受け入れるという総務省の制度ですので、そういった新たな視点というか、その人たちもやる気を持った人たち、行動力とか、そういったものを持った方々が応募していらっしゃいますので、そういった点では、有効な活用が図られると思います。

また、財政的にも特別交付税でみられている点もありますので、今後進めていけねばなと思っています。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） この問題は、特別交付税で総務省からも出ている問題なのですが、各課長会とかいろいろな与論町の総合計画の中で、しっかりととした人をとらえて、その人が本当に与論のためになるということをみんなで計画というか、審査もしていただいて、慎重に取り計らってほしいと思います。僕は、これは入れたほうももちろん良いことは良いだろうとは思っていますが、ただし、入れるときでもちんとした計画性のある、ここに住んでいいよという人を呼ばないと、僕は、幾ら課長会で、職員であっても、なかなか難しいと思うのです。だから、そういうところに配慮をお願いしたいと思います。そのところまで、ひとつお願いします。

あと、特産品の開発についてですが、答弁によりますと非常に前向きな意見で、この意見だと絶対に文句は言えないです。本当に観光業というのは、もちろんわかっていますが、一番問題なのは特産品の開発センターをつくりましたよね、向こう

がどれぐらい稼働しているかということなのです。どうですか、産業振興課長。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 特產品加工センターの26年度の使用状況、これはいろんな薬草であったり、またトマトの加工ジュースを作ったりとか、肉の真空パックをつくったりとかという関係で、計33回の使用がございます。26年度がそれだけで、25年度は76回です。以上です。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 何回使ったかは、私は別に何回使おうといいのですが、問題はその中でどういう形で、与論の特產品ができたのか、どういうことをしたのかということが、内容がほしいのです。内容はわかりますか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 民間の使用がほとんどございまして、内容的に僕もそんなに把握しておりませんが、今、与論町漁協さんのほうからとか、あとはマソーさんとか、そういった人など、いろいろな民間がつくって出しています。こういったのをつくっているよという中にも、この施設を利用してやってあるなというのもあります。それが、今こちらに持ってきているのですが、結構たくさんあります。本当にそこで全部できたかということではございませんが、確かにその一部は向こうでも頑張っているということを申し上げておきたいと思います。

また、今年度、本来であれば27年度の2期目ということで、与論町実践型地域雇用創造事業というのを厚生労働省から委託を受ける形で、何とかできないかということで県とも相談をしてまいりましたが、それが28年度事業ということで、相談できないかと今やってはおります。それで、どういうのができるかというのは、いろいろな人をまず呼んで、その地域で何をつくって、何を特產品にすればいいかといったような話し合いから、作るまでの過程を全部実践していこうということで、一番与論島がネックになっている、先ほども供利議員から言われました、特に台風などの後、特に10月から3月頃までの商品を、農業生産の生産率が低い頃に、どういったものをつくっていこうかとか、そういった関連から商品開発ができるような事業にもっていこうということで、今のうちに産業振興課のほうでも、検討しているところでございます。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） ありがとうございます。せっかく設置した施設ですかから、ぜひともこれを有効活用して、私も、この前長島町に行く時もそうでしたが、お土産がないのです。例えば、与論から持っていくのだったら焼酎を持っていくしかないとか、そこのマソーで売っているお菓子を持っていくしかないとか、本当に

限られたものしか持つていけないのです。例えば、もづくにすると重いし、いろんな加工品もあることはあるのですが、何ともメインになるものがないため、そこでどうしても軽くて持ち運びがしやすいようなものになってしまいます。

だから、せっかくつくるのですから、与論で特産品を、これは与論でできるんだよという独特のものを早く開発してほしいのです。それをしないと、観光業であれ、民宿とか観光協会であれ、旅館業、宿泊業、全部含めて、いろいろな各業界、農林業も水産業も含めて、絶対バラバラに行っては駄目だと思うのです。一体になって、これでいこうねという1つの方向性を決めておかないと、独自の特産品というのは、なかなかつくれないのではないかなと思って。私は、この前5月23日に金沢にいく機会がありまして、近江町市場という所と金沢の特産品の売場を行ったのです。そこには金沢の近海で獲れた海産物とか農産物の品々が、特産品として全部加工されて売られていたのです。金沢ならではの、例えば蛍イカとか、沖漬けとか。そういうのを見た時に、ああこれは与論でも早くこういうものに取り組まないと、観光・観光とばかり言っても、観光だけでは駄目だらうと、特産品も一緒に含めた形で進めていかないと駄目だなど自分で実感したのです。

だから、こういうことを特別に言うのですが、たまたま向こうは人口が多いのが1つと、東北新幹線が乗り入れて東京の方から、たまたま行ったのが日曜日でございまして、東北新幹線が乗り入れたということで、キャリーバッグというのですかね、市場の中を全員が引っ張っていて、歩く間もないのです、人が多くて。それは向こうの特色ですから、それを与論ですぐにはまねできませんが、ひとつそういうことで、早めに与論の特産品をつくることが急務だと思いますので、職員も大変ですが頑張ってください。特に、産業振興課長、ひとつよろしくお願ひします。

最後になりましたが、4期にわたり町政に関わってこられました南町長に感謝しながら、今後ますますの御健勝を祈りつつ、これで一般質問を終わりたいと思います。辞めても課長には必ず申し送りをしてください。お願ひします。

以上です。

○議長（大田英勝君） 6番、供利泰伸君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午後は、1時45分から始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午前1時36分

再開 午後 1時45分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、喜山康三君の発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） どうもここにちは、南町政の最後の質問ですけれども、町長、よろしくお願ひします。

平成27年6月19日、第2回定例議会の一般質問を行います。

1 ユニバーサルデザインのまちづくりについて

- (1) ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかんを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいうが、この考え方は、主体である町民の健康と文化的な社会基盤の整備を目指したものである。ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めることによって、既存の施設を見直し改善するための事業だけでなく、新たな事業を創出することもできるところから、町民福祉の向上と観光産業の振興など、地域経済の活性化にもつながると痛感されます。町長は、これを推進する考えはないか。
- (2) 福祉車両による定期船乗降支援事業（仮称）は、定期船への乗降に際して乗客の安全性を確保するとともに、利便性の向上を図るため、車椅子の利用ができる福祉車両を導入することによって、高齢者や障害者、通院治療者などの移動支援を行うことを主な目的とするもので、誰もが楽しく快適に旅行できる環境の整備を目指すものです。町長はこれを推進する考えはないか。

2 公共施設の整備計画について

- (1) 新清掃センターの建設場所については、依然として町民の強い反対がある。民主主義社会の合意形成の在り方として強い疑念があるが、町長はこれを見直す考えはないか。
- (2) 庁舎の建て替え位置については、町庁舎建設検討委員会での協議・結論により決定する予定か。
- (3) 庁舎の整備計画では、平成27年度中に敷地を購入する予定となっているが、現在地に建設するのか・移転するのかが未定で、町民の理解も得られていない中では拙速過ぎることから、次期町長に委ねるべきであると痛感されるが、町長はどう考えているか。

以上、質問いたしたいと思います。お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に1-(1)についてお答えいたします。

これまで、町行政においては、高齢者や障害者等に配慮した公共施設の整備・改善などバリアフリーの視点を重視した環境整備の取り組みを行ってまいりました。

ユニバーサルデザインの考え方には、地域社会には様々な人がいることを理解し、その立場になって考え、実行することだと認識しております。高齢者や障害者、子育て世代、来訪者、全ての住民が自由に社会参加し、安全で快適に生活できるまちづくりを推進することは全町民の願いでもあると考えます。

ユニバーサルデザインのまちづくりについては、町行政の取り組みや町民への意識啓発が重要であるため、情報提供、アドバイザーを活用した研修会等を開催しながら、徐々に全町民に浸透させていくことが必要だと考えます。

全ての住民に優しい環境整備を進めながら、おもてなしの心に満ちた観光産業の振興、地域経済の活性化に結びつくようユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進に努めていく所存であります。

次に、1-(2)についてお答えします。

社会福祉をめぐる社会理念として、「障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿である」とする、いわゆるノーマライゼーションに基づいた優しい島づくりこそが、福祉社会構築の原点であると考えるところです。

離島においては、高齢化の進展が本土に比べ著しい状況にあり、車椅子使用者や高齢者が船舶を利用する際には、通常のタラップの乗降が困難になっていることから、介助を必要とする機会が増大していると考えております。

このようなことから、高齢者や障害者等の移動支援について、安全性や利便性を確保する観点から、福祉車両の導入は必要であると認識しております。

今後、財政事情と他の施策との関係（優先順位）も勘案しながら検討してまいりたいと考えます。

次に、2-(1)についてお答えします。

現在の清掃センターは、供用開始から30年以上が経過し、老朽化と度重なる台風等の影響で、施設全体が危険な状況にあり、建て替えによる早急な対応が必要となっております。

のことから、各集落や各種団体の代表者による建設推進委員会を設置し、建設場所につきましては、あらゆる方向から検討していただいた結果をもとに決定したところです。

今後は、環境対策、塩害対策、景観整備等に十分配慮しながら事業を進めてまいり所存であります。

次に、2-(2)についてお答えします。

庁舎の建て替え位置につきましては、平成26年度に庁舎建設検討委員会を5回開催し、町民アンケート調査の結果や委員会での意見、原野及び雑種地の集積地な

どを考慮し、候補地エリアの選定を行ってきております。

今後の委員会の進め方としましては、候補地エリアごとに評価指標（利便性・安全性・貢献性・将来性・実現可能性）の評価を行い、その結果を踏まえ、現地調査や用地確保の可能性、庁舎の配置等を検討し、候補地エリアの絞り込みを行う予定しております。

その後、住民説明会を開催し、庁舎建設検討委員会における建設候補地案の報告と意見交換会を行った後、再度委員会において住民説明会を踏まえた建設候補地の調整により、最終的な本構想・基本計画案を町長に提言することとしております。

最後に2-(3)についてお答えします。

庁舎の整備計画につきましては、平成27年2月23日に開催した庁舎建設検討委員会において、今後の候補地選定の検討については、10月以降の新町政のもとで進めることができると合意しています。

新庁舎の建設場所につきましては、本町のまちづくりに大きな影響を及ぼす施設であることから、全町民の御理解を得ることが最も重要であると考えます。

今後の整備計画の推進につきましては、次期町長のもとで十分検討を進めることができ、今後町政を運営していく上においても肝要であると考えます。

したがいまして、庁舎建設に係る敷地購入は、新町政のもとで整備計画を十分に詰めながら、進めていくよう引き継ぎたいと存じます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） このユニバーサルデザインのまちづくりについては、総務厚生文教委員会のほうで今検討しております、総務厚生文教委員長からも何らかの質問があると思いますが、一応私が代表でやることで、質問しております。

それから、このユニバーサルデザインについて、基本的なことは、ここで述べたとおりなのですが、これは必ずしも障害者の方々とか、お年寄りの方々のこともありますが、こういう事業を通して、お年寄りの方がもっと自主的に自活できる社会環境を整備しようと、すなわち病院に通うことをできるだけ少なくして、自ら健康づくりができる社会を構築しようという視点も、これには大きく含まれるのでございます。そうすることによって、保健福祉財政においても貢献することができる、そういう意味で、特に後期高齢者が多くなっていく中で、お年寄りが自活していく環境をどうつくるか、それはある意味では、保険財政にも大きな影響があると思いますので、この視点からもこういう形で提案、質問させていただいているのです。

特に、加齢すると、俗にいう目や歯や耳、足など、自然と誰もが少しづつ、表現はあれですが、障害が増えていくのが年寄りでございます。したがって、このとき

に公共施設とか、外に行って自分の気分転換など、いろいろ健康づくりができるためにはどうすべきか、例えばフンチュ岬の公園を今回整備されていますが、あれを整備された後、町長はその場所に行かれたことがありますか。町長、フンチュのほうに行かれたことはあります。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 工事中に何回か行って見ています。今言われるバリアフリー系統のあれを検討する必要があるのではないかという感じを受けております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、あの施設のつくり方を見て、相も変わらず何十年も同じことを繰り返しているのだなど、同じお金をかけるならもっと金をかけて、お年よりも子供も家族も安全に、もっと気楽に散歩ができる遊歩道であつたら、もっと楽しいだろうと、観光の推進という以前に、住む地元の方々が、住民が本当に有り難い、楽しいと思える施設を整備することが、ある意味では本町の観光産業振興の原点だと僕は思います。だから、特に今のフンチュを見た時に思ったことは、島内の様々な観光スポットを見ても、可能な限り弱者への配慮がほとんどされていない。ハジピキパンタにしても、一応はつくっても急勾配の坂で、なかなか車椅子でも押して上がるような坂ではない。結局健常者の論理で全て行われている。

これは、町長の問題ではなく、やはり担当の方々が事業を進めるときに、こういう細かい配慮をしながらやっていただいてないのか。いつも思っているのですが、副町長どうですか。こういう一つの方向性とか、様々な事業をやるときに、この考え方方は貫した考え方でやるべきではないか。自然を大事にするためには、どういうつくり方、どういう工法、どういう設計の仕方をしようではないか。あるいは障害者の方や弱者の方に配慮した施設をつくるときには、そういう方々への配慮もしょうではないかと、そういう基本的な全ての事業において貫き通すべき、貫した基本的な理念があると思うのですが、その理念が全て欠如した事業だけが先行されているような気がしてなりません。副町長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 特に、観光関係の施設等につきましては、自然環境との関係にも十分配慮しながら、そういういろいろな全体の人たちにも優しい施設とすべきだと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 副町長はそう考えていらっしゃても、その考え方方が、いざ実施・設計する現場の方にどれだけ徹底されているのか。それで、そういうつくり方をしたら予算が足りないとか、こういうつくり方は前例がないんだとか、全て何十年

もそういう形で公共事業が進んできているのではないかと。そのことで私たちが失ったものは、すごく大きなものがあるのではないかという気がするのです。

それから、こういうことを申し上げるのは申し訳ないのですが、町長も少し耳のほうがつらくなっているようですが、これも3年前ぐらいの一般質問の中で、公民館とか、いろいろなそういう集会施設とか公園とかのある場所では、補聴のための補助機具としての磁気ループの設置ですね、御存じだと思いますが、管内に針金、アンテナをめぐらせて、それから磁気を発信するのですが、その磁気が直接イヤホンに音としてではなく、磁気として発信するため、聴覚が少し劣っている方には雑音が入りにくいという特典があるのですが、そういう機具も備えて、様々な宴会や講演とかそういう時にも、お年寄りが私は耳は聞こえなくても講演はしっかり聞こえるから行こうかと、そういう環境づくりもできると思います。予算の都合で、様々な案件はありますが、今から公共施設やそういう設備を整備するに当たっては、やはり基本的な、何回もユニバーサルデザインだけではなく、先ほど言われたノーマライゼーション、そういうことを本当に肝に銘じて、設計とかデザインとか予算の分配の在り方については、考慮していただくようお願いしておきます。これについて町民福祉課長、何か御意見がありましたら、御意見をお願いしたいのですが。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒匂徳雄君） 確かにおっしゃいますように、高齢化の進展が目覚ましいといいますか、そういう状況は目に見えているのです。そういう中で、私どもの福祉関連ということで言いますと、やはり障害者の方々、高齢者の方々、いろいろそのような障害を持った方々も、いろいろ施策の中で助成したり、支援をしたりするのですが、私どもの施設の中にも保健センターなどはございますが、そこで保健事業とか、ほかの事業をやっているのですが、やはり入り口も階段式になっていたりとか、そういう状況もありますので、そこら辺の優しい、障害者ですので、一般の方も含めて、そのような部分を考慮しながら整備していくことですか、新しくできる施設におきましては、いわゆるバリアフリー、ノーマライゼーションも言い尽くされている部分もあるかとは思いますが、おっしゃいますように、そこら辺の整備等がある場合には、最大限考慮に入れて、人に優しい環境づくりを実践していきたいと考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ありがとうございました。私たちも必ずたどる道なのです。こういうふうに偉そうに立って、偉そうにしゃべっていても、あとは歯も抜け、目も見えなくなって、耳も聞こえなくなって、足も立たなくなるわけです。誰もがたどる道です。だから、そういう意味ではないですが、やはり物事を進めるときには、

その辺の基本的な理念をきちんと通して、今からの事業については設計や、その辺の検討の際には是非頭の隅から離さないようお願いしておきます。

次の2番ですが、福祉車両についてですが、今、定期船のタラップが非常に階段数が多いということで、両舷にエスカレーターを付けていただくとか、あるいはボーディングブリッジとか、いろいろ話は出ていますが、現在の船の状況とか、港湾の状況では、すぐすぐできる話ではないです。さし当たって福祉車両を導入することによって、車椅子利用のお客様が、もう少し気楽に船を利用して、沖縄の病院への通院や観光旅行などが、もう少し手軽にできるような環境をつくって差し上げたいと、1つはそういう意味で、この事業を提案しているわけですので、是非これは以前から少しづつ進めてきておりますが、町長、是非進めていただきますよう、お願いしておきます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件につきましては、先般議会の総務厚生文教委員会のほうから、いろいろ御指導いただき感謝しているところであります。前向きに、結果がどうなるかということで、村岡さんからも、その後電話をいただいているのですが、一生懸命頑張るからということで、お電話をいただいているのですが、実現できれば非常にありがたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長が「実現したらありがたい」とおっしゃいますので、ぜひ町長のほうで実現させてください。よろしくお願いします。

これは船会社とか関連代理店の方々も非常に協力的で、全面協力体制ですので、ぜひ町長の決断次第で、どうにでもなるような状況になっていると思いますので、ぜひお願いします。

続いて、公共施設の整備計画についてですが、今、お手元のほうに資料をお配りしておりますが、これは新清掃センターの建設場所についてお聞きしているのですが、新清掃センターとシーマンズトイレとか、その辺の様子のものを持ってきた理由というのは、こういう事業を行うときには、確かに行政側の都合だけで物事を進めている部分が多いのではないかと、以前にもシーラの防波堤建設についても、いろいろ代案をつくって当時の農水省の治山課のほうにも、私はレポートも提出して、ぜひ工事の在り方とか、そういうものも見直していただきたいと、そういう意味でいろいろな形でお願いはしてきたのですが、先ほどの最初の質問と同じように、やはり本町は観光振興だと。また、観光振興をするための基本的なものは、やはり今残されている自然をどういう形で保護して将来につなげていくか。

また、新清掃センターについてもしかりです。この場所については委員会で採決

したから、もうそれで進めるとおっしゃっているのですが、新清掃センターの建設場所については、今、町長が「あらゆる方向から検討していただいた結果をもとに決定したところです」ということを述べられていますが、町長、これ、本当にそう思っているのですか。お考えを聞かせてください。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） こちらに、「あらゆる方法を検討して」と書いてありますが、私どもの立場からしたら、精一杯という意味で表現したつもりです。

まず第一に、私どもは、行政だけで勝手に場所を決めるなと言われて、そう思われたら、やはりその目的を達成するのは大変だということで、最初から場所の決定は一切しないということで、職員にも3年前からずっと言い続けてきたし、また全然そういう発言もしたことはありません。

これは断言できます。そういう中で、各階層の方々、代表者をお願いして検討していただいた結果、ここが適当であるという回答を得て決断させていただいたのですが、ただそればかりではありません。

私の町長としての立場からしても、飛行場の前に瓦れきの山をいつまでもずっと積んで、これをどうするかと。私も観光で飯を食ってきた男でありまして、今後また町長を辞めたら、観光でしか飯を食えない立場にあるのですが、観光については、非常に考えて気を遣っているつもりです。そういう立場からしても、瓦れきの山を積んでおいて、これを町単独の財政力では、どうにもいかんともしがたいと。何とかしようということで、何回か担当課を交えて検討したのですが、なかなか町単独の財政力では持つて行く場所もないし、求める必要もあるということで、なかなかできなかつたのですが、新しい清掃センター、ごみ焼却場施設をつくることによって、周辺の環境整備も一緒にやっていきたいと、国の力を借りてやっていきたいということで、私自身も委員会で決定したとおり、適当ではあると判断して今の時点までできているのです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） このことについては、何回となく意見を聞いたのですが、町長のそういう意見もさることながら、この場所につくることによる様々な問題点や、そのことについて地元の住民の方々を中心に、いろんな問題が提起されているのです。私が一番お聞きしたいのは、センターの建設場所うんぬんという前に、その物事を決定する手続きの在り方とか、民主主義というものについて、町長がどのような考え方を持っているのかなということについて、非常に疑念を抱かざるを得ない部分が多々ありますて、こういうことをお聞きしているのですが。私はネットでこういうのを見たのですが、参考に聞いていただければと思うのですが。つまり民主

主義は、対立する意見の勝ち負けを決めるルールだと思ってはいけないということです。民主主義には確かにそういう側面もありますが、そこにしか知らない、民主主義に対する理解が決定的に浅はかなところが、いわゆる民主主義というものは数によって多数決によってしか、勝ち負けを決めることだけが民主主義という考え方なのです。これは、多数決、民主主義、あるいは多数は支配型民主主義と呼ばれるもので、ひと言で言って、極めて古い民主主義の形なのです。釈迦に説法ではないのですが、私たちが、こうして議会があるということは、いろいろな議案が出されたことについて、こういう問題があるよということで、様々に指摘するのです。これについて、行政の方が真摯に向き合って、これを解決するためには、どうしようじやないかと、いわゆる万機公論です。そういう場の中にこそ、こういう議会の意味があると思うのですが、私が言るのは、検討委員会で決定されたから、これをあなた方は認めなさい、これが町民の意向ですよという形の一刀両断みたいな進め方に、少し待ってくださいという意味で町長に申し上げているのです。

先般新清掃センターの建設については、メーカーの方からいろいろ説明はありましたけれども、当然あの場所に建設することによるリスク、費用負担は、かなり膨大なものがあると印象的に感じました。

また、今回できた後にも30年後には、同じように清掃センターの建て替えの問題が出てくるのです。その時にどうするかと、今度つくる時もだけれど、30年後、またその後の30年後、60年後、どういう形になるかわかりませんが、そういう持続性のある、経費のかからない住民負担のない事業計画の在り方をどうするかということも、やはり重要な考慮すべき視点ではないかと思います。

これについては、結構ですので、次の公共施設の整備計画についてですが、もちろんこれは新清掃センターと同じようなレールで、同じようなやり方で決定されると、それこそまた大変ですよということなのです。だから、ぜひお互いいろいろな意見を出し合って、ここで論議をしようと、疑問になったら、問題があるのだったら、それをどう受け止めて、どういう形でやろうかということで、ぜひやっていただきたいということで、これを取り上げたのですが、町長、庁舎については、どういうお考えか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おっしゃるとおりでして、私も引継事項として、それを最優先して引き継いでいきたいと思います。私の役目は、あらゆる考えられる条件を全部調査して、段取りをすると。それにまた新しい町長さんが足りない分を更に検討していただいて、そして、町民合意のもとで場所を決定し、していただきたいということです。今、私たちが提案しているのは案であります、1つの参考資料であり

まして、ここですよということではないです。考えられるだけのことを調べあげて、その材料として使っていただきたいということで出しているので、その点は御理解をいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ありがとうございます。

この答弁書の中にもありますが、「新庁舎の建設場所については、本町のまちづくりに大きな影響を及ぼす施設であることから、全町民の御理解を得ることが最も重要なことと考えます」という、この3行を私は信じて、ぜひかんかんがくがく将来少子高齢化に向かう中で、この茶花の街と、そして、お年寄りの方々の住みよいまちづくり、また、子育てが楽しいまちづくりを目指す基点が役場ではないかと思っているのです。

隣の和泊町では、役場庁舎の建設をPFIとか、いろいろな方策で、簡単な話が資金手当の方法をそういう方法でやろうということをおっしゃってはおりますが、私の考え方を述べさせていただきますが、役場をつくるにしても、ただ役場の庁舎をつくるのではなくて、役場の中に簡単な話が、子育て支援施設もあっていいではないか、あるいは様々なレストランもあっていいではないか。あるいは、もしかしたら庁舎の中にホテルもつくっていいではないか、極論かもしれないのですが、様々な考え方をもって、是非まちづくりを進めていくときに、あまり既存の概念にとらわれないで、もう少し柔軟な形でいろいろな話し合いができる場をつくっていただくよう、今回町長は、やがてお辞めになるのですが、次の町長にぜひこれをちゃんと引き継いでもらって、ぜひまちづくり、島づくりについても、町長もさらに頑張っていただきたいなと思いますので、ひとつお願いします。

すみません、私が長々としゃべるような格好ですが、時間もそんなにないですので、少しはありますね。

今まで16年間、南町政の中で、町長は平成11年に当選し、12年9月には私も当選して、町長とこういうお付き合いができましたが、ぜひ体に気を付けられて、最後まで本町のため尽力・御奉公されることをお願いします。

私は、南町長に今回までで55回の一般質問をしました。この中で何点かかいつまんでみたいと思いますが、コースタルリゾート事業においては、町民からの要望とかがあつて防波堤の位置を変更させていただきました。それから、ウブンジスの暗きよ事業を撤廃させていただきました。それから、ドリー設置、いわゆる暴風垣としてドリーの設置をぜひつくってくれということで、ドリーの山盛りお願いして、それも全部実現しました。事業の撤廃をお願いしたり、追加事業をお願いしたり、見直しをされてコースタルのときには、随分町長ともかんかんがくがくさせて

いただきました。

また、庁舎内の分煙や禁煙の実施をはじめ、条例名は変わりましたが、与論町出産支援条例制定に町長が本当に前向きになられ、町条例をつくったおかげで、本県、鹿児島県において産院のない離島における出産支援制度という県条例も、これがきっかけでつくっていただきました。

また、茶花小学校の教師による重症事故とか、教師による児童への不適切な行為など、様々な今までなかつたような事件や事故もありましたが、町長も大変な思いで、これを解決されて何とかやってこれたのですが、また、課の統合問題など、いろいろありました。

それから、特に人事の件で私が何回かお願ひしてきたのは、優秀な臨時職員の登用の件ですが、昨日の南海日日でも見られたと思いますが、徳之島町においては、本年度採用予定36人のうち7人、率にして20パーセントは臨時職員から採用予定との報道がありました。役場の業務を見ると、年代の相当なばらつきがあつて、近い将来仕事の上で支障が出てくるのではないかということで、非常に心配したということで、私も臨時職員の登用については、そういう意味で進めていただけないかということで、再三お願ひしているのですが、是非、場内の人的配置や様々なことを勘案しながら、年齢とか、あるいは臨時職員だけではなく、様々な意味で本町の発展に貢献できる人材がありましたら、是非この辺も積極的に登用するような制度をぜひ、期間も短いとは思いますが、ぜひ検討されて、次の事案としてでも引き継いで、対処されることをお願いしたいと思います。

町長、いかがでしようか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） できるかどうか分かりませんが、人事については、私も何と言いますが、四角張ったきちんとしたあれだけではなくて、ある程度のゆとりを持った形のやり方、役場の即戦力としてどうしても必要な時とか、そういう検討をすべきだという思いは、ずっと持っていましたので、また引き継ぎ事項として、次の方にもお願ひをしていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この機会ですので、ぜひ副町長のお考えも、それから総務課長のお考えもお聞きしたいのですが、できれば具体的に、こういう方向で考えているとか、考えていなければ結構ですが、ぜひお願ひします。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） これまでの職員採用の年齢とか、そういう条件につきましては、例えば、特殊なもので管理栄養士とか、それから技術者、設計士、そういう

たものについては、年齢を引き上げて応募してもらったり、そういった形で進めてきておりますし、今後も先ほど臨時の職員の登用ということもあります、実際に中身を見てみると、本職並み、また本職並み以上に実際仕事をする職員もありますし、今後引き継ぎとしましては、そういうことも検討してもらいたいということで、引き継いでまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私は、総務企画課長の立場としては、人事に関しては直接的な担当といいますか、それはないのですが、いろいろな職員の先ほどおっしゃいましたバランスの悪さといいますか、ちょうど中間層がいなくなつたという空洞化といいますか、そういったところで、次の若い職員が大変大きな役割を果たしていくような、そういう状況で負担が大きくなるような状況も考えられます。ということで、私としては、町長は今度御勇退ということですが、そういった人事の件も含めて、次の町長に、こういった今の意見もあるということで、いろいろ引き継ぎをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 本当に前向きなお言葉ありがとうございます。以前、与論にも様々な企業誘致があって、役場の臨時職員が辞めてそこにいかれたりとか、いろいろありましたが、やはり、目の前に人材不足というんですか、本当に能力を持っている方の奪い合いの時代には、もう既に入り始めていると。やはり、役場の中では、はっきり申し上げて本当に能力がある方、本当にいろいろな技術を持っている方の必要性を外から見ていて強く感じます。また、こういう方が入っても、その能力を遺憾なく発揮できるような職場環境、そういうものが一番大事だと思います。

聞くところによると、ほかの町村でも様々な問題が出ているようですが、本町には、あまりその点はないような感じを受けております。

ぜひ先輩方、特に課長、現場の課長、トップの課長さんは、部下には細かい配慮をされて、仕事に前向きに頑張っていただけるような環境を、仕事よりも職員を大事にすることを先にしてほしいなというぐらいに極論ですが、そのぐらいの気持ちでぜひ取り組んでいただきますようお願ひしておきます。

南町長には、これで最後の質問となり、何というか名残惜しいというか、涙が出てくるのですが、長い間本当にありがとうございました。町長どうもありがとうございました。どうも皆さんありがとうございました。終わります。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、8番、麓 才良君の発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 平成27年第2回定例会における一般質問をいたします。

南町長への最後的一般質問となりました。

さて、今、国はまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的考え方として、1つには、東京一極集中の是正をすると。2つ目は、若い世代の就労、結婚、子育ての規模を実現する。3つ目は、地域の将来に則して、地域課題の解決等による地域経済の活性化を掲げております。そこで、国は市町村に対し、5か年計画のまち・ひと・しごと総合戦略の策定を求めています。

私は、かねてから私なりに島おこしの基本理念の柱として、人づくり・土づくり・健康づくりを掲げ、その施策の計画・実践の指針として、5つの「いるか」を考えていました。絡み合っているか、こだわっているか、ひと工夫しているか、見方を変えているか、原点に帰っているか、前にも申し上げたとおりです。

そこで、そのことを踏まえながら2点についてお伺いをします。

1 地域おこし協力隊の活用について

先に、地域おこし協力隊については、論議がありました。私のほうでも提言になるかどうか、課題の一つ一つを集約しながら、意見を申し上げながら、質問させていただきます。

(1) 本町の総合戦略の策定に当たっては、現行の第5次町総合振興計画を中心いて、これまで策定されている各種の基本計画等を検証しながら、その目的・目標を今一度明確にして、町民が参加し、組織する関係機関・団体が、その情報を共有し、具体的に共同していけるようにネットワークを構築することが求められていると考える。そのためには、各方面からの意見の集約を始め、各種のデータに基づく地域の特性や課題の整理等が改めて急がれています。そこで、これらに携わる人材として、国が推進している地域おこし協力隊制度の活用が有効ではないかと考えるところです。これに取り組む考えはないか。

2 与論・沖縄の交流促進について

(1) 国は地方創生の取り組みとして、地域間の広域連携を積極的に推進するよう改めて奨励しています。そこで、これまでの与論・沖縄の交流実績等を踏まえながら、その交流をより一層推進するために、本町における推進母体として、与論・沖縄交流促進協議会等を組織し、一体的に取り組むことが肝要であると考えますが、その見解をお伺いしたいと思います。沖縄との交流については、各分野で努力を積み重ね、多くの実績を上げているところですが、行政権をまたがる課題については、その温度差を感じるところもありますので、与論町としては積極的に一体となって取り組む必

要があるのではないかと考えるところです。さて、先般、5月12日、総務厚生文教委員会では県庁において、再度与論・沖縄間の航空運賃の軽減と奄美における貨物輸送のコスト低減支援について要請、県の考え方を伺ってまいりました。そして、その過程で、私たち与論町においても、今一度地域の特性を踏まえた課題の整理とデータに基づく具体的で分かりやすい資料整理が必要であるとの視点を集約しました。このことを踏まえて、先ほどの沖縄との交流促進と同様、航空運賃の軽減や貨物輸送コスト低減支援についても、関係機関・団体一体となって組織を設けて、島ぐるみで推進することが必要であると総務委員会で意見をまとめたところです。このことについては、先の町政懇談会においても町民から同様のことが提案されたところです。改めて積極的に推進することが望まれるところです。

以上、町長の御見解をお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えします。

まず最初に1－(1)についてお答えいたします。

地方版総合戦略の策定につきましては、平成27年9月末日を期限として策定を完了し、この総合戦略の基本目標や基本的方向に基づいて、積極的に施策・事業の推進を図っていくこととしております。

本町においては、平成27年4月30日に町総合戦略推進本部の立ち上げと同時に推進体制について協議し、町民アンケート調査の実施や町民をはじめ、各種団体、NPO、町議会等との意見交換会を行い、幅広く意見を集約し、総合戦略に反映していきたいと考えております。

また、このような業務スケジュールの中で、地域おこし協力隊制度の導入につきましては、策定完了までの時間的制約もあることから、今後施策・事業を推進していく中で、有効な活用ができないか、前向きに検討してまいりたいと存じます。

最後に、2－(1)についてお答えします。

沖縄との交流につきましては、これまで、よろん・沖縄音楽交流祭を始め、やんばる駅伝大会や沖縄返還記念行事への参加など、長年にわたって交流を図ってまいりました。

今後もこれまでの交流実績等を踏まえながら、同じ琉球弧に属し共通する地理的文化的資源を地域の活性化に資するため、児童生徒の文化交流や人事交流、本部港を核にした経済交流、さらに与論高校の高い進学率をアピールした学びの交流など、交流拡大を図る努力を続けてまいります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 地域おこし協力隊については、25年度から既にその制度が始まっています。いろいろな地域でこの導入が進み、それなりの成果が既に出てきていますので、やはり今、総合戦略を策定するこの段階で導入について検討するということは、少し私どもも遅かったのではないかと考えます。

先ほど私が申し上げましたように、総合戦略を策定するに当たっては、今おぼろげに頭で考えているデータとか情報とかということでは、国・県に話は届きません。私たちの抱えている課題をどのように伝えていくかということについては、数字的な部分もきちんと整理をし、こうだからこうです、ですからこうなります、という形で、これから進めていかなければならないというのが、私どもがいろいろ所に行って要請してきたところでの思いであります。

ですから、そういうことをするためには、現在の町の職員の体制では、それぞれが抱えている仕事をしながら、こういう各分野にわたったデータ収集は大変厳しい状況になるのではないか。であれば、この地域おこし協力隊を活用して、そういうことにたけた人材を養成して、データ処理にも積極的に頑張っていただいて、それを総合戦略に反映させていくという流れがあってもよかったです。

これは、当局だけではなくて、私ども議会のほうでも、その情報を発信することが少し遅かったのではないかと思う時もありますが、しかし、これからでも十分間に合うのです。

さて、地域おこし協力隊は、私どもが先般5月に壱岐市に行った時も、4人の協力隊員が既に現地では頑張っておりました。1人は地元の人と結婚することになって、既におめでたでもあると。もう1人の方は、自分で期限がきたら起業化をしていくという話しでありました。

壱岐市の場合は、観光が産業の主なものでありますので、観光関係に関する協力隊員が配置されていましたが、観光協会の事務局長にも、協力隊を要請するということでした。

先ほど観光協会の活性化についても論議があったのですが、観光関係についても、そういう外部からの専門的な視点というのも、この地域おこし協力隊等に求められているのではないかと思います。

そして、地域おこし協力隊は、都会から地方への人口の流れと、地方への定住ということを併せて考えているところですが、これは何も1ターンの与論町ゆかりの方以外の方々が、地域おこし協力隊の対象になるわけではありませんので、都会で働いている本町出身の方々もその対象になるので、そういう方々が意欲を持って島へ帰ってこれるという道筋をつくるのにも、この地域おこし協力隊は考えようによ

っては有効ではないかと考えます。そういう点も併せて、もう一度町長の見解をお伺いしたいと思います。前向きに検討するというのは、今の私の考え方からすると、もう少し早く上がつてもよかつたのではないかと思うのです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 全くおっしゃるとおりで、大変参考にさせていただきたいと思います。早速、私どもとしては、まず総務企画のほうの企画ということになるで、それで人員がどうするか、その対策をする本部をどうするかということから、始めようという考え方をしていたものですから、今のお話を聞きますと、どうも消極的過ぎた感がありまして、即検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） この前、仲間と話をしていたら、カラスのことが話題になりました。カラスを私たちは退治するということですつとやってきたのですが、なかなか退治するのは、カラスは頭がなくて、そう簡単にはいかないというのが今の現状です。そうすると、カラスを退治するか、害のないよう導いていくには、そうたやすいことではないと、手間暇かけて金をかけていかないといけないと。であれば、1つの方法として、そういうのに関連するような地域おこし協力隊をお願いして、その方がカラス対応ということで、3年間の期限のうちに2年はカラスを含めた生態系を十分に、与論島全体を調査していって、カラスと親しくなり、カラスの状況を十分に把握して、さあどうするかということにつなげていくようなことも、この地域おこし協力隊ができるのではないか。

また、おととい行われましたジオパークの研修の中でも、専門員の配置、専門的な知識を持った方々の配置等の話がありましたが、そういう専門的な知識を持った方々の配置等についても、ジオパークに限らず、城（グスク）の発掘調査にも、この地域おこし協力隊の要請は十分対応できるのではないかと思いますので、今さつきありましたように、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、沖縄との交流促進ですが、先般国頭郡の伊江島から本町におみえになり、その中でも話がありましたが、私たちはそれぞれの分野での交流というのは、これまで重ねてきて、やんばる駅伝とか音楽交流祭とか、観光的な交流とか、先だっての復帰40周年とか、いろいろな実績を上げていますが、これを一体的に、特に沖縄に向かってアピールする体制づくりができていただろうかと。こういう私たちの努力が、どれだけ沖縄の方々に伝わっているのだろうかというところを考えてみた場合には、やはりもう一工夫が必要ではないかと。そのためには、一体的に取り組んでいくための推進協議会、各分野が一緒になって協議会をつくって、全体の中で各分野ごとに推進していくという体制づくりが必要ではないかと思います。

特に、沖縄に対しては、私どもはマスコミへの働きかけが弱いのではないか、沖縄のマスコミへの働きかけをもっと十分に行っていく、常にそういうことを念頭に置いて行っていくという視点から考えると、全体的な取り組みを推進する組織体をぜひ構築していく必要があると考えます。これを併せて先ほど申し上げました航空運賃の提言問題でもしかりですし、奄美における輸送コストの低減問題についても、全庁的な組織を構築をして取り組んでいく必要があると思いますが、改めて町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりで、きちんとした体制のもとで、個々にはお付き合いはさせていただいているのですが、総合的な対応というのは非常に欠けていたのではないかと思っています。

ただ、今回、例えば航空運賃の問題、それから輸送問題については、沖縄出身の国会議員の先生とか、いろいろ幅広い形でお願いをして、鹿児島県から出すのではなくて、沖縄からも出していただけるような方法でということで、先般も森山先生にもお願いしてきたのですが、今お願いしているところです。ただ、きちんとした体制ができていないというのはおっしゃるとおりで、それは早急に検討する必要があると思います。

それからもう一つ、沖縄との交流の問題について、今教育委員会で、すばらしい計画をやっている途中であります、よければここでいいですか、計画していますので、非常にすばらしい考え方を今日・明日実行に移そうとしているところで、ぜひお聞きいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 沖縄との交流についての一番下の段落、最後のほうにある部分だけですが、全体として沖縄と一体というのは、町として一緒にやることにして、最後のほうに町長が答弁された与論高校の高い進学率をアピールした学びの交流ということに関して、1つだけ挙げますと、高校活性化、与論中学校と高校の学級を全学年2学級にしようという方針で、来年1学級になりそうなので、その件に限って、今後沖縄の伊江村との交流を深めて、伊江村には高校がありません。それで与論高等学校の進学とか就職を含めた進学の状況を、向こうの親にも生徒にも分かってもらうということも含めて、交流を深めていこうではないかということを、始めたいというような構想であります。そのことでございます。

もちろんそこも含めて、この前來られた国頭村の教育事務所の方々、それから国頭村の教育委員会の方々とお知り合いになることができましたので、そこも含めた町全体で一体となる一部分に、教育委員会も人的交流を図るための施策を出してい

きたいということでございます。

○8番（麓 才良君） 伊江村とはお話はされているんでしょう。

○教育長（町岡光弘君） 学校には来ていますが、まだ交流のほうは、学校は全部回っています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 一つ一つ大きな前進が見えていると感じます。

そこで、今伊江村の話が出ましたが、教育面の話で、伊江村からも与論高校に留学をしていただくという構想を進めていくときに、もう一つ伊江村から与論町に欲しいのがあるのです。それは与論町から伊江村にいっている堆肥センターです。堆肥センターは、与論町ではこちらの局長が一生懸命頑張って、一つの宣伝を付けて伊江村に行ってます。伊江村は後発ですから、与論の良いところ、また与論で改善すべきところを見て、向こうでは建てているのです。ですから、与論よりも向こうのほうが現時点では進んでいる面があるのです。そういうところを情報として与論に持ってきて、改善をしていくと。

この前、朝戸の公民館長が船で一緒でしたが、伊江村に行って堆肥センターを見て来られて、向こうは第一次乾燥棟を設けてあると。牛舎から持ってきたら乾燥棟で、上は透明のスレートで、横は風通しのいいようになっていて、一時乾燥棟である程度の水分は蒸発させて堆肥をつくる棟に持ってくると。そうすると、ほとんど向こうでは中熟で出しているのが、本町の完熟程度の状況になっていると。本町の場合は、そういう第一次の乾燥棟、また完熟というか、堆肥をつくるところでも屋根はごく一部しか日光が入らないし、窓も小さいということで、そういう点で伊江島との改善点、違いが分かるのです。

総合的に一体化した考え方で沖縄との交流を深めていくということになれば、そういうところが、今おっしゃったそういう流れの中で、見えてきやすいのではないかと。そうすればより交流が深まっていく。人的交流だけではなく、そういうノウハウの交流が深まっていくのではないかと。

そして、前にも申し上げましたように、国頭村と大宜味村、東村は一体的な観点で、事業のやり取りもノウハウも連携をしてやっていると。そういうところとの交流も一体化した流れの中で取り組んでいくと、見えてくるものがあるのではないかということで、ぜひこの沖縄との交流の促進については、一体的な組織をつくって、全般的な課題、展望というものを整理して、それを持ちながら沖縄との交流を深めていくということで、ぜひ進めていただければと思います。

併せて、5月12日に私どもが県のほうにお伺いをして、交通政策課長とのお話の中で、沖縄県と鹿児島県では温度差があるということでしたが、であれば、私ど

もも沖縄とはいいろいろ形で皆さんとのパイプがありますので、私どもは独自に沖縄の皆さんとのパイプをつないで、そこからいろいろな形での情報を県のほうにもお願いしながら、この沖縄・与論間の交通運賃の軽減については、私どもも独自にどんどん沖縄と交流してよろしいですかということで申し上げましたら、課長は、ぜひそういう方向でということでありました。そういうことからも、私どもは、この沖縄との一体的な交流については、もっと力を入れていく必要があると思います。そういうことですので、改めての町長の決意をお伺して最後の締めをしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） あと3か月しかありませんが、一生懸命頑張ります。あとをちゃんと引き継いで、これを本当に目的達成できるようやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 本日は、たくさんの新しい課長の参与をいただきながら、南町長に対する最後の一般質問となりました。語れるほどの思い出は浮かびませんが、ぜひ引き継ぎされるまでは、町勢の発展への意欲と課題解決にエネルギーを燃やし続けて、きちんとトップレベルで引き継ぎをしていただきたいと思います。引き継がれる町長が、引き継ぐ者の熱意とエネルギーによって、パンと前に押し出されるような、そういう思いでぜひこれから期間を頑張っていただきたいと思います。その後にまたじっくりとお話をさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） よく分かりました。責任をもって残された期間頑張りたいと思います。早速1日には国土交通省、総務省へ行って陳情をしたり、先生方に陳情しようと思って張り切っておりますので、最後まで張り切って頑張りたいと思います。

○8番（麓 才良君） 以上で終わります。

○議長（大田英勝君） 8番、麓 才良君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。3時10分から再開いたしますので、御参考ください。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第44号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第44号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第44号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

スクールソーシャルワーカー設置規定の制定に伴う報酬及び費用弁償等に係る条例（別表）の報酬額等の追加並びに外国語指導助手の報酬額の改定のため、改正するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



日程第6 議案第45号 与論町社会教育委員条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第45号「与論町社会教育委員条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（南 政吾君） 議案第45号、与論町社会教育委員条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

与論町社会教育委員条例第1条第2項、中級及び第2条の修正に伴う、条例の一部を改正するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番。

○7番（野口靖夫君） 10人が12人にどうして。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） お答えいたします。文部省令で、省令の基準を参照することになっていまして、その中に家庭教育の向上に資する活動を行うもの今まで、その委員の中に入れてなくて、10人を12人に変更して12人以内となっていますので、その中で活動をお願いしていきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） そういう言葉はなかったということですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） お答えいたします。今までの条例に家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで、うたってはいたのですが、実際に委員としてメンバーの中に加えていないということで、それを加えますと10人を超えるということで人数の訂正を行いました。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、与論町社会教育委員条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、与論町社会教育委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第46号 与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第46号「与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第46号、与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

与論町公民館の設置及び管理に関する条例第5条第1項中及び第13条第1項中の修正に伴う、条例の一部を改正するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第47号 与論町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第47号「与論町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南政吾君） 議案第47号、与論町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

与論町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例第2条第1項中及び同条第2項の修正に伴う、条例の一部を改正するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、与論町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、与論町立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第48号 平成27年度与論町一般会計補正予算（第2号）

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第48号「平成27年度与論町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第48号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、民生費国庫負担金1000万円、総務費国庫補助金998万6000円、介護保険特別会計繰入金768万円、財政調整基金繰入金3515万8000円、繰越金2997万6000円などを計上しています。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費総務管理費に離島の低炭素地域づくり事業費998万7000円、民生費、社会福祉費に臨時福祉給付事業247万6000円、農林水産業費、農業費に中心経営体等施設整備事業240万円、諸支出金、基金費に庁舎建設基金積立金に2997万6000円などを計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億1089万2000円を追加し、一般会計予算総額44億7628万6000円となっています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。1番。

○1番（林 敏治君） 15ページの離島の低炭素地域づくり事業費ということで99

8万7000円組んであるのですが、具体的な説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これは、公益財団法人日本離島センターというところで、環境省の補助金を受けて再生可能エネルギーと省エネルギーについての離島の低炭素、二酸化炭素の排出の抑制ということで、離島を対象とした補助金があります。

それで、今回4月28日から5月27日まで、日本離島センターから公募がありまして、与論町がそれに手を挙げました。まだ結果のほうは今後なのですが、きつからだと9月補正等になるということで、今回予算計上しております。これはどういった作業かといいますと、今回の場合は低炭素地域づくり事業の計画策定支援事業、いわゆる計画書を作つて、次年度以降にいろいろな再生可能エネルギーに向けた蓄電池の導入であつたり、あるいは太陽光パネル、風力、それから電気バス、いろいろなエネルギー関係の事業が推進できるということで応募しています。

この低炭素地域づくり事業の計画策定については、10分の10ということで、全額国庫補助金、そして、それを作つた後にいろいろな導入事業を推進する場合は3分の2の事業ができるということで、手を挙げて結果待ちということです。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 大変有り難いことですので、前向きに進めてください。

以上です。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 24ページの地域振興推進事業費の中の観光キャンペーン及び市場調査補助金という項目がございますが、具体的にこれはどういうことをされるのか、御説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） まず、この地域振興推進事業なのですが、これは県単独事業ということで、県の補助金があります。

この事業の交付決定が、記憶では5月か6月だと思うのですが、この予算編成の時には、実は東京でファン感謝祭とかありますて、今までファン感謝祭は一般財源でやっていたのですが、今回この事業を取り入れることによって、補助金が使えると。また、そのキャンペーンがそれです。市場調査としまして、東京でこれまで与論に来たインターンシップの大学生を頼みまして、向こうで与論に対する市場調査、アンケート取りを行つてある事業です。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） 分かりました。それでは、これに関連して若干質問させていた

だきたいと思いますが、先ほどの一般質問の町長答弁の中にも、今年の集客数は、右肩上がりに上がっているということを答弁されていますが、今年の5月の連休、ゴールデンウィークの集客、私の感覚では少し客も増えたのではないかという感覚を持っています。そこで、町長がおっしゃられることも数字的に出てきているのかなと思いますが、ゴールデンウィークの集客を前年費で何パーセントぐらい上がっているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 比率ではないのですが。

○4番（林 隆壽君） いいですよ。

○商工観光課長（富士川浩康君） 5月で1,975人の増となっています。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） この分析検査というのは難しいと思いますが、これをやったことはございますか。ゴールデンウィーク開けの増に対する要因の分析というのは、されたことはありますか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 分析というよりは、何でこんな増になったかということを考えた場合、平成24年度のテレビの誘致番組が3社、25年度も3社、26年度は2社、今年は既に今週2社がきています。「死ぬまで一度は行ってみたい」という本も出して、テレビ番組も、結構それにつられて与論のアピールが行き届いた成果だと思います。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。今、課長のほうから説明があったことは、私は今までの観光の皆様方の集客活動、あるいはメディアに対する対応なり、その地道な活動が少しずつ実を付けているのではないかと感じるところです。

しかし、今までの与論の観光というのは、ゴールデンウィークと夏休みが主だったのですが、今の与論の観光というのはフルシーズン1年中をアピールしているところですので、ここでもうひとつ大きな観光アピールということを考えて、少しずつ上昇機運に乗ったときに、それをずっと押していくという形で、一息入れずにそれを押していくというのが一番肝心ではないかと思います。

先ほどの一般質問にもありました、観光の目玉は宿泊施設にかかっているのだということがございましたが、宿泊施設をよくするためには、やはり先行投資をしなければならない。しかし、先行投資をするのは、将来与論町の観光が希望が持てるということがはっきりした目標が出れば、誰でも先行投資はできますが、今の状況ではなかなかできない状況にありますので、これをもっと強力に押し進めていた

だきたいと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。2番。

○2番（高田豊繁君） 今回あげられている予算に関しましては、全く異議はないところでございますが、上がってない予算について、町長に確認したいことがございます。実は、茶花と立長の自治公民館のほうから与論島製糖前の路線と、それから兼母源手名線の防犯灯のことについて、要望が上がってくるかと思います。これにつきましては、事務方と一応内容を聞いてみると、こういうことがあります。実は、与論町の防犯灯設置要綱というのがございまして、防犯灯の定義といたしまして、夜間の犯罪の防止及び通行の安全確保を目的として設置する公衆街路灯ということになっていまして、その設置につきましては、町長が必要と認めたもの以外は自治公民館長から申請により、予算の範囲内において行うものとする。さらに、防犯灯の毎月の電気料金は設置申請者が負担する。ただし、安心と安全なまちづくり施策として、町が設置する防犯灯については、この限りでないということになっています。これが与論町の防犯灯設置要綱です。

それと、今年度施政方針によりますと、本町の平成27年度一般会計予算の編制に際しましては、安心・安全のまちづくりの構築を重点に進めるということになっていますが、ここで町長にお伺いし確認したいことは、この両路線については、町長の政策、施策として適當ではないかということを、まずこれを確認をとりたいということです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） その防犯灯の問題ですが、関係者集まっていろいろ検討したのですが、申請のあった灯数全部ということは無理であると、あれを全部認めたときには、与論町全体全部付けなければならないような感じになって、検討して申請された場所を検討してみる必要があるということで、それからしか回答を出せないだろうということになっています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 実は、あの路線につきましては、観光関係について、林議員のほうからもあったのですが、与論で宿泊施設がない中、特にプリシアに依存している宿泊施設に関して、プリシアに依存する度合いというのが非常に高まってきているような感がするのです。そうしますと、夜間もプリシア付近から茶花に出てきて飲食街とか、それからショッピングとか、そこらあたりもございまして、特に民家のない信号の付近、あの辺一体から歩くプリシアの宿泊のお客さんが特にあるということでございまして、特に町が必要として認める分についてはということでございまして、今おっしゃいますように、あそこをすると町全体を全部しなくてはなら

ないと、これは政策ではないと思うのです。ですから、この設置要綱の部分について、特に町が施策として設置する防犯灯については、というただし書があるので、このただし書にある、その路線に該当しないでしょうかということを僕は言っているのです。

これは、事務方に対するのは、次の時点でございまして、これはあくまでも町長の政策施策としての最高責任者に対する質疑だと思ってください。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおり、プリシアとか宿泊施設、たくさんお客様がいらっしゃることを考えると必要かもしれません、ただ、そう言えば東区一帯も民宿はたくさんありますので、そこだけの問題というのではなく、相対的な考え方でいかないと、電気料まで町がもつということになっていますので、非常に大きな予算を考えた上で決定しないと、最初に決定して後は続きませんでは通用しないので、やはり精査する必要があるのではないかと考えています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 実は、東区辺りの例えば赤崎方面とか、特に幹線です。そういう所から民家がある所は大体個人個人とか、あるいは公民館で付けていますですが、民家が連たんしてないレーンについては、なかなかそれが難しいところがございまして、それはまた、今おっしゃられるのですが、これに反論するわけではないのですが、上がってきたのは上がったときに検討するかないですよね。ですけれども、この路線を認めるからといって、それが即全島的にそれをしなくてはならないという理論には僕はならないと思うのです。ですから、そこが政策ということありますので、その点に関して、一応場内でこの問題を論議していただきながら総務企画課長のほうにお願いしたいのですが、きちんと事務引継をしていただいて、是非いい結果がでるようにお願いいたしたいと思います。以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。 7番。

○7番（野口靖夫君） 総務課長にお聞きします。 26年度の一般会計の繰越明許計算書についてですが、この中で下の方に議会資料として出ています。そこで私がお聞きしたいのは、これもお持ちですよね、議会に出している計算書だから。 26年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書ということで、出します。 1枚紙、これは議会の資料として出ています。執行部からもらったのですから、それに対して質問させていただきます。

総務費の中で、先ほどともダブると思うのですが、再生可能エネルギー導入事業、そして空き巣総合対策事業とか、これを26年度の繰越明許費になっているのです。それから、教育費としてゲートボール場建設事業ということで、まず第1点目の先

ほどエネルギー関係の問題で、2494万6000円が金額で、翌年度の繰り越しと同じく2494万6000円。そして、これは未収入ということで特定財源、国県支出金同じ金額です。というような形で載っているのですが、この事業の内容と現況、今現在の現況に対して見通しはどうなのか。今、私が質問した3点について御説明いただけますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

1点目の与論町再生可能エネルギー導入事業、まず、この事業の説明からしますと、これは太陽光5キロ、それから風力5キロ、合わせた10キロの再生可能エネルギーを砂美地来館の横に風力、そして2階の部分に太陽光を設置しまして、災害時における避難所の電力供給ということで計画しています。

これは昨年の26年12月頃に、本来は27年度事業で申請していたのですが、26年の予算が付いたから前倒しでできないかという打診が県のほうからありまして、それでは、繰り越しになるということで、それでもいいということで、今回発注をしまして、まもなく契約は進んでいますが、砂美地来館のほうに約15メーターの高さ、風力、ブレードと言いまして羽の長さが2メーターぐらいなのですが、県庁の横といいますか、エコガーデンという所に立っている羽の付いた風力と太陽光を合わせて、そういう事業を計画しているところです。

それから、空き家総合対策事業につきましては、今回地方版といいますか、地方創生に絡めて交付金が先行型ということできました。この内示がきたのは1月以降になると思っているのですが、今、空き家対策事業については、作業を進めて、いろいろな定住・移住を推進するためには、まず空き家のいろいろなデータを確保する必要があるということで、いろいろな調査の事業です。

ゲートボール場建設事業につきましては、教育委員会のほうで説明はお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長。

○教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長（山下一也君） お答えいたします。ゲートボール場建設用地について、今地権者から相続登記をお願いしているところなのですが、それが今しばらくかかりまして、それが終わりましたが、事業認定をして整地をして進めていく予定としています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 先ほど総務課長のほうから説明を受けました最初の2点については、それは非常に強力に進めるべきだと私は思います。それなりに執行部のほうでは考えて事業を進めているようですので、それはもちろん与論町にとっても重要

なことだと思います。

もう1点、教育委員会の問題、ゲートボール場、これはほとんど一般財源で、今から場所の選定もする、つくりもするというものを一般財源でもって繰越明許で計算するようなことでやつたら、これは非常に問題があると私は思うのです。だから、そこらへんが私の質問が間違っているのか、どうなのか、かみ合わないようなところもありますので、もう1回詳しく説明してください。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） お疲れさまです。今の繰越明許のことについて、御説明をさせていただきます。

先ほど生涯学習課長が申し上げましたとおり、登記がなかなかうまくいかないところが1筆ありますと、2筆なのですが、1筆は田畠司法書士にお願いをして既に済んでいますが、あと1筆が、要は地権者といいますか、子や孫がたくさんいて、ずっと3代目ぐらいの方なものですから、その方々の同意を得るのに、なかなか四苦八苦しているという状況です。それを1人の人に登記をしないと売買契約ができないということから繰越明許ということで仕事が遅れているということです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） ですから、この事業は町単独の一般公共事業なのです。それも相続にかかわる問題ですので、それはしっかり決めてからしないと、こういう繰越明許あたりでそれを考えていったのでは、おかしいのではないですか、これ、おかしいと思わない。本当に登記もできそうだと、間違いなく買って登記もできるということでないと、そういうごたごたごたごたしている中で繰越明許で、ましてや一般財源で本町は財源が非常に乏しいのだから、そういう中で、そこまでやらないといけないせっぱ詰まった事業なのですか、教育長、どうですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） せっぱ詰まったというよりも計画をしていたものを推進していくために遅れが生じたと今のところは理解をして進めています。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） ですから、遅れた理由は、今課長が言われるように、それなりのごたごたした理由があるのです。ごたごたした理由はまだまだ解決できそうにないのだから、そういうのはいったん白紙に戻して、地権者に対してもですよ、そうしないと前に進めないと私は思うのです。何でもかんでも、ごたごたしているものまで町が引き受けて、その紛争処理をして登記までして、その事業を進めるだけの価値があるのかということなのです。この一般財源を使ってですよ、それだけ価値

があるものなのか。普通だったら、難しかつたらいたん取り下げておいて、地権者同士か、あるいはゲートボール場を使う地域の方々にもんでもらってから、それに対して、そこまで必要性があるのならやってあげようとか、そうやっていたほうが前に進むのではないか。それをあなた方が執行部だからということで、全部ごたごたまで引き換えてですよ、一般財源まで持ち出して、繰越明許にして、そういう価値があるのかということを私はお聞きしているのです。どうですか、教育長。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） おっしゃられることは重々分かっております。

その前に前段がありまして、城（グスク）のところだけといいますか、グスクのほうにゲートボール場がないということで、住宅の前につくろうということだったのですが、それができないということで、今回使用している所をということで話があつてということを予算を付ける段階のところから聞いているのです。

それで、いざふたを開けてみたらというふうな、変な言い方なのですが、そういうふうなことで、どうしても前に進めなかつたということです。

そんなに必要があるのかというと、必要だと思います。としかお答えできませんが、早めにどうにかして前に事業を進めていくということしか申し上げられませんが、よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私が言っているのは、課長ね、あなたが今一生懸命頑張っておられる多目的運動広場、あれに関しては非常に利用者も、町民からもあれだけの陳情があつてやってきた。その中で議会でも満場一致で可決もした。工事も進捗している。ああいう問題と同じように考えているのではないかなと思っているのです。だから、一般財源ですよ、これは。何の補助事業でもないのです。本当にこれがないと生きていけないのですか。そこまで言いたくなるような感じです。本当はそこまで言わなくてもいいのだけれども、そのような感じの問題なのです。

今ですよ、本当にやる気があるならば、いっぱいゲートボール場はある。本町にも各集落に2つずつある所もあるのです。そういう問題と一緒にくたにして、もちろん事業というものは必要だから、皆さん計上していると言われますが、そういうところを改める必要があるのではないかと思うのです。そうしないと、地権者同士もごたごたするし、行政まで引き込まれてですよ、そのために、例えばの話ですよ、500万円で買えるものを600万円、700万円出さなければならないという財源の負担もあるのです。そういうことも起きる。そうであるならば、いったん白紙に戻して、どうぞこの地域で話し合いをしてくださいと、そのために本当に必要であるならば、行政も補助金を出してゲートボール場を整備してあげようではないか

という方向性にもっていったほうが、皆さん方にとっても地権者にとっても、利用者にとっても非常にいいと思います。私は、そこを言っているのです。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 分かりました。

○7番（野口靖夫君） 一応、それでいいです。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成27年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第49号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

○議長（大田英勝君） 日程第10、議案第49号「平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第49号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で療養給付費等交付金を1635万円、県支出金10万円をそれぞれ増額計上しています。

歳出では、保険給付費 1635 万円、保健事業費 10 万円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 49 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号、平成 27 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、平成 27 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 11 議案第 50 号 平成 27 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（大田英勝君） 日程第 11、議案第 50 号「平成 27 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第 50 号、平成 27 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で一般会計繰入金 77 万 5000 円、繰越金 19 万円を

計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金 96万5000円を増額するとともに、予備費の財源構成を行うものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第51号 平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算 (第1号)

○議長（大田英勝君） 日程第12、議案第51号「平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 議案第51号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算

(第1号)について提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で繰越金1218万1000円の増額です。

歳出は、前年度分清算返納金として、償還金365万円、予備費85万1000円、一般会計繰出金として768万円をそれぞれ増額計上しています。

御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成27年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて

（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（大田英勝君） 日程第13、承認第1号「専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（南 政吾君） 承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第63号）の施行を平成27年4月1日から適用するよし通知を平成27年3月11日付けで受けたことにより、時間的に余裕がなく専決処分した。

以上、御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（大田英勝君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月25日本会議ですありますが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げるにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

—————○—————

散会 午後4時06分

平成 27 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 27 年 6 月 25 日

平成27年第2回与論町議会定例会会議録

平成27年6月25日（木曜日）午後3時23分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 陳情第 3号 民営型子育て支援対策児童公園「パル舍キッズ公園」整備に
係る助成措置について（総務厚生文教常任委員長報告）

第2 陳情第 6号 叶屋波次地区農道（仮称）の早期舗装整備について（環境経
済建設常任委員長報告）

第3 発議第 2号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件（野口
靖夫議員ほか3人提出）

第4 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）

第5 議員派遣の件

第6 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会
運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君 2番 高田 豊繁君

3番 町俊策君 4番 林 隆壽君

5番 喜山 康三君 6番 供利 泰伸君

7番 野口 靖夫君 8番 麓 才良君

9番 福地 元一郎君 10番 大田 英勝君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町長 南政吾君 副町長 川上政雄君

教育長 町岡光弘君 総務企画課長 沖島範幸君

会計管理者兼会計課長 林英登樹君 税務課長 竹本由弘君

町民福祉課長 酒勺徳雄君 環境課長 吉田 勉君

産業振興課長 町島実和君 農業委員会事務局長 徳田 康悦君

商工観光課長 富士川浩康君 建設課長 山下哲博君

教委事務局長 田畠豊範君 教育委員会事務局長 山下一也君

水道課長 池田 美知博 君 那間こども園長 高田 りえ子 君
茶花こども園長 阿多 とみ子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畠 義谷 君 主幹兼係長 川上 嘉久 君

開議 午後3時23分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 陳情第3号 民営型子育て支援対策児童公園「パル舎キッズ公園」整備に
係る助成措置について（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（大田英勝君） 日程第1、陳情第3号「民営型子育て支援対策児童公園（パル
舎キッズ公園）整備に係る助成措置について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番。

○総務厚生文教常任委員長（麓 才良君） ただいま議題となり、当委員会に付託され
ました「陳情第3号、民営型子育て支援対策児童公園（パル舎キッズ公園）整備に
係る助成措置について」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、6月22日（月）午前9時から全委員出席の下に、第1委員会室で
開催し、執行部から町民福祉課長の参与を求め、陳情者の活動実績を検証するとともに、児童公園の整備の必要性については、子育て支援の観点から出席者一同が共
通認識していることを確認しました。

その後、現地調査を行い、陳情者から説明を受けた上で、質疑及び意見交換を行
いました。

陳情者から説明を受けた主な内容を3つ申し上げます。

1つ目は、現在、本町では子どもを安全に遊ばせることのできる児童公園の数が
少ないため、子育て世代から公園整備の要望が多いとのことであります。

2つ目は、パル舎キッズ公園には、町内各地から子育て世代だけではなく、高齢
者も集まるため、公園が子育てに係る情報交換の場にもなっているとのことであり
ます。

3つ目は、パル舎キッズ公園の運営にあたっては、万一事故が起きた場合の補償
はどうするかといったような課題があるとのことであります。

また、委員からは、町から助成を受けるためには、公園の運営母体を組織化する
ことが適切ではないかとの意見が出され、見解の一致をみたところであります。

その後、再び第1委員会室に戻り、総務企画課長及び総務企画課係長の参与を求
め、意見交換を行いました。

ここでは、児童公園の整備については、子育て世代からの要望が多く、その必要
性は広く認識されていることから、民営型の児童公園の整備に対して町から助成が
できるかどうか、どうすればできるか等について、議論を交わしました。

この結果、当委員会においては、パル舎のこれまでの活動実績を踏まえ、3つの

意見を付して、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

採択に当たっての付帯意見の1つ目は、町への助成の申請者は組織化された団体とすべきであるということあります。

2つ目は、安全管理及び事故対策については万全を期するよう配慮されたいということあります。

3つ目は、公園の整備に際しては、農地法及び農振法上の法的許可を得ることが必要条件であるということあります。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第3号、民営型子育て支援対策児童公園（パル舎キッズ公園）整備に係る助成措置について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、民営型子育て支援対策児童公園（パル舎キッズ公園）整備に係る助成措置についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、付帯意見付きでの採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、民営型子育て支援対策児童公園（パル舎キッズ公園）整備に係る助成措置については、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第2 陳情第6号 叶屋波次地区農道（仮称）の早期舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（大田英勝君） 日程第2、陳情第6号「叶屋波次地区農道（仮称）の早期舗装整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君） ただいま議題となり、当委員会に付託され

ました「陳情第6号、叶屋波次地区農道（仮称）の早期舗装整備について」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、6月19日（金）午後4時15分から全委員出席のもとに開催し、執行部から産業振興課長に参与を求め、現地調査を行いながら審査いたしました。

この農道は、地域の営農・生活面の路線として利活用されていますが、かねてから降雨後の大型車両の通行による轍（わだち）や路面に水たまりが多発し、集落や町当局によるいくたびの路面補修にもかかわらず、通行に支障を来しているため、道路の維持管理上早期に舗装整備する必要があるとの観点から、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第6号、叶屋波次地区農道（仮称）の早期舗装整備について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号、叶屋波次地区農道（仮称）の早期舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、叶屋波次地区農道（仮称）の早期舗装整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 発議第2号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

○議長（大田英勝君） 日程第3、発議第2号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。7番。

○7番（野口靖夫君） 発議第2号、与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件について。提出者、与論町議会議員野口靖夫、賛成者、与論町議会議員麓才良、同じく供利泰伸、同じく福地元一郎。

上記の議案を別紙のとおり与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由の説明を申し上げます。

議会における欠席の届出の取り扱いについて、社会情勢を勘案し、出産の場合の欠席の届出について、新たに規定するものであります。

なお、附則において、この規則は、公布の日から施行しようとするものです。

議会議員の御賛同をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号、与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午後3時36分

再開 午後3時37分

-----○-----
○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第4 所管事務調査報告

○議長（大田英勝君） 日程第4、所管事務調査報告を行います。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○環境経済建設常任委員長（供利泰伸君） ふだんは、ここは質問席でございますが、今日は長島町のほうから特別に依頼があるということで、ここで発表させていただきます。よろしくお願ひします。

所管事務調査報告。環境経済建設常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

平成27年5月13日に出水郡の長島町で観光振興の取り組み、景観整備の取り組み、地方創生に向けての取り組み、それらの関連施設等の4項目について調査しました。

長島町は、平成18年3月に、旧東町と旧長島町が合併してできた人口が1万1105人、世帯数4303戸、一般会計の財源規模112億3510万5000円、面積116.12平方キロメートルの町であります。

また、大小23の島々からなり、昭和49年に橋で阿久根市と結ばれたことにより、長島本島は離島から半島化したことあります。

観光振興の取り組みについては、主な事業と交流人口の増を図るための開催イベント等の2点を調査しました。

まず1点目の主な事業について申し上げます。長島町では、観光資源を食の観光、見る観光、癒しの観光、イベントによる観光に大別し、それぞれの領域で島の特性を生かした特色ある事業を実施しているとのことであります。代表的な事例を挙げると、食の観光の面では、鰯（ぶり）の養殖が日本一であることから、鰯王ブランドは首都圏で知名度があり、世界24か国に輸出しているほか、赤土バレイショ、柑橘など豊富な食材がありました。見る観光の面では、ぐるっと一周フラワーロード事業にはギネス登録を視野に入れて取り組むとともに、針尾公園には世界で一番きれいな展望トイレが整備されていたほか、行人岳からは鶴の北帰行を見学することができ、眼下に見られるポイントとしては世界唯一であるとのことでした。

癒しの観光の面では、獅子島の民宿の魅力は、飾らないおもてなしであることから、自然の豊かさを生かした都市とは違う、癒しの時間が過ごせると宣伝しているとのことであります。

イベントによる観光の面では、鰯のつかみ取り、ビーチバレー、町の人口を超え

る入場者のあるお魚まつり、ながしま造形美術展、1か月半開催する夢追い長島花フェスタ、特産の焼酎「島美人」をいかした焼酎祭りで、多くの参加者を受け入れているとのことあります。

また、観光振興策としては、「長島食べる通信」という「つくる人」と「食べる人」をつなぐための食べもの付き情報誌を創刊する準備に取り組むとともに、東京と鹿児島にアンテナショップの出店を予定しているほか、島内に有名デザイナー・企業と連携したホテルの建設も予定しているなど、豊富な長島のコンテンツ（中身・内容）をトータルコーディネートして（総合的に調和するよう組み合わせて）、長島にしかない風景（小径（しょうけい）、一步筋に入った脇道・日陰）のぶらり旅も推奨しているとのことあります。

2点目の交流人口の増を図るための開催イベント等について申し上げます。

長島町では、1億8000万円の事業効果のある夢追い長島花フェスタのほか、毎年12のイベントを開催するとともに、1億4000万円の事業効果のあるながしま造形美術展は隔年で開催していて、総計では、4322万3000円のイベント支援事業費を使って、29万4054人の参加者が得られ、3億6890万円の事業効果があるとのことあります。

長島町では、特に、県の補助事業等を積極的に導入しながら、全町民参加型のイベントを数多く開催するとともに、島独自の食材、地理的な条件、歴史的・文化的な特性などを活用した観光地づくりに力を入れていました。

次に、景観整備の取り組みについては、景観条例の制定経過・内容とぐるっと一周フラワーロードづくり事業等の2点を調査しました。

1点目の景観条例の制定経過・内容について申し上げます。

長島町は、平成19年3月に景観行政団体に認定されるとともに、景観条例を制定し、4月から施行したとのことあります。

条例では、町花・町木を中心としたまちづくりなど、7項目からなる景観づくりの目標、町の責務、町民等及び事業者の協力について定めるとともに、景観形成への寄与・貢献に係る表彰及び町からの経費の一部助成についても規定していました。具体的には、条例の趣旨で、海・山の自然の美しさと歴史的文化遺産をいかしながら、地域住民の意見を踏まえた上でふるさと景観づくりを推進し、魅力ある個性豊かな住みよい町を創出するうたっていました。また、町の責務として、町長は、公共事業等の施工に際し、町道・農道・公共の空き地等に特色ある花木の植栽や自然石利用の石積み等を施工して、景観づくりの目標達成のために先導的な役割を果たすよう十分配慮するとともに、国・県の関係団体に対して、公共事業の実施の際には、長島町の景観づくりへの配慮を要請することと明記されていました。さらに、

町民等の協力についての条項では、町民等は、自らがまちの景観づくりの主体であることを認識し、景観の形成に関する町の政策に積極的に協力するとともに、長島町空き缶等ポイ捨て防止条例を厳守することも定めてありました。なお、長島町の景観づくりには、県の各種事業、国の各種交付金、ふるさと納税等が活用されていましたが、景観条例の制定にあたっては、町民に対し、景観整備の資金は町が出すのではなく、県の事業を導入することにより、県の方から出してもらって進めるとの説明を行い、理解を求めたとのことです。

2点目のぐるっと一周フラワーロードづくり事業等について申し上げます。

長島町では、長島を1周する約40キロメートルの国道・県道沿いに、石積みと花壇を組み合わせた「石積み花壇」を設置して花苗を植栽し、沿道を四季折々の花々のラインでつなぐという取組が展開されていました。この事業の特徴は、町民と行政が協力し合って沿道の景観づくりを進めていることがあります。具体的には、約16万本の花苗を年2回に分けて植栽するとともに、苗の育苗は2つのNPO法人に委託し、植栽・管理は大半がボランティアに依頼しているとのことです。ボランティアの協力に関しては、美しい魅力あるふるさと景観づくりに協力し活動しようとする個人・団体で、おおむね20平方キロメートル以上の花壇等を1年を通じて管理する景観協定団体等が町内に71団体あり、その内訳としては建設業者34、他の事業所12、自治公民館9、その他が16あることに加え、景観団体以外の団体・個人が、例を挙げると小・中学校や役場の各課などで100団体あることによるものだそうです。

また、花壇の中には、町三役の花壇もあるとのことで現場説明を受けましたが、実際にそこでは花苗の品種の試験栽培等も行っていて、この事業が率先垂範型で推進されていることを知りました。事業の効果としては、町内で花づくりの機運が高まり町全体が美しく変わりつつあること、交流人口及び建設業者の事業量が増えてること、国・県の景気対策政策に後押しされ順調に進捗しているとのことです。

今後の取組としては、ボランティアの育成、将来に向けての花壇の管理、花苗を確保するための「苗作り講習会」などの開催が必要であるとのことでした。

なお、平成23年度には、長島町は県内で2番目となる県の景観大賞を受賞したことあります。

次に、地方創生に向けての取り組みについては、推進体制と事業又は計画等の2点を調査しました。

1点目の推進対策について申し上げます。長島町では、地方創生の担当課である企画財務課に、総務省から東大法学部卒の若手官僚を県内の先陣を切って受け入れ、

地方創生統括監として発令し、広いネットワーク等をいかして長島町を強力に全国発信するとともに、創生しようとの方針が確立していました。具体的には、特産品の製造過程や生産者の思いをつづった情報誌を発行し、観光客に地元の食材を味わってもらい、生産者らと交流するイベントの開催などに向け準備を進めているとのことです。統括監からは、よそ者の視点が重要なのでよそ者を活用すること、よそ者であれば誰でもいいというわけではなく、町の将来と発展を戦略的に考えた上の「必要なよそ者」でなければならぬとの提言がありました。

また、地方創生においては、地域住民や行政を巻き込みながら推進していくリーダーが必要であること、行政任せの地域活性化ではなく自らが率先して取り組む実行力、諦めず粘り強くやり遂げる継続力、外部のヒト・モノ・カネを巻き込む広い視野とネットワークをいかした新事業の創造力が大事であるとのことです。さらに、地方を創生するためには、その契機や資源となるものは目の前・足元にあること、よそとは勝てるもので勝負すること、本当に必要なものはつくること、島根県の離島で島興して有名な海士町（あまちょう）は島を訪れた人を必ず見送ることで知られているが、長島町の考え方も海士町に似ていること、一番の観光資源は人なので、人は訪ねた地を見て帰っても感銘が強ければ何回も来てくれることから、大切にしなければならないとの話もありました。

2点目の事業又は計画等について申し上げます。長島町は、地域消費喚起型・生活支援型交付金では、抽選券付きプレミアム商品券発行助成事業3000万円、低所得者支援商品券購入助成事業400万円、子育て支援商品券購入助成事業311万円の計3711万円分を計画している一方で、地方創生先行型交付金では、子宝お祝い金支給事業2000万円、空き家住宅改修事業750万円、特産品・観光プロモーション事業600万円、長島町総合戦略策定事業558万6000円ほか3事業で、計4567万円分を計画していました。

次に、見学した関連施設等について申し上げます。

景勝地「針尾公園」は、展望台から北を望むと、雲仙天草国立公園が視界いっぱいに広がり、天気の良い日には、雲仙普賢岳も眺めることができ、眼下に広がる薩摩松島の景観が圧巻であるとのことです。公園内にあるトイレは、老朽化等に伴い展望台も兼ねた施設に改修し、外観・内装共に一新したそうですが、針尾空中展望トイレと称するだけあって、内部からも絶景を目の当たりにすることができ、眺望日本一を目指しているとのことです。

町営水産種苗センターは、水産商工課管轄の施設として位置付けられ、マダイやヒラメなどの種苗生産、種苗の放流・養殖業者への配布、岩ガキ等の無給餌養殖など新しい養殖への取組、環境問題への取組、体験学習者の受け入れなどを行ってい

ることであります。

小浜崎古墳は、古墳の島といわれている長島では最も古い古墳で、町の文化財となっており、築造は5世紀と考えられているとのことであります。この地は小浜崎半島の先端にあって眺望もよいことから、県単「魅力ある観光地づくり事業」を導入して、最新型の公衆トイレ、駐車場、道路、景観等まで含めた立派な公園整備がなされました。なお、長島町では、この県単事業は地元自治体が用地の確保、土地の登記、電柱の移設等の受け入れ態勢を整えることができれば、県が直接実施する観光地の面的な整備事業であることから、会計検査も県が受けることになるなど、有利性が高いとの判断から、これまでに町内9か所で事業導入したとの報告もありました。

長島町歴史民俗資料館は、花フェスタ会場の一角にあり、古墳の出土品、遣唐使船模型、薩摩藩長島郷土ゆかりの品々など5000点の資料を所有し、考古・歴史・民俗などの広い分野にわたって研究し公開しているとのことでした。長島は、肥後と薩摩の境に位置し、両方の影響を受けながら、長い間離島であったため、特異な歴史があり、特色のある文化が形成されてきたとのことであります。

長島夢追い元気発電所の工事現場では、平成27年から県内初となる自治体による大規模太陽光発電所の建設が始まっていました。3万6000平方メートルの敷地に8,260枚のソーラーパネルを設置し、発電する1996キロワットの電力は全量を九州電力に売電することになっているそうです。売電益の一部は、特色ある地域づくりと町の活性化を図るため、町内の57自治公民館に対し、長島夢追い元気集落活性化事業補助金として交付する予定になっていて、8億円を要する整備費は10年間で回収できる見込みであるとのことであります。

道の駅「だんだん市場」は、長島町が50パーセント補助のある農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を利用し、事業費総額2億8064万円を投じて整備した物産館で、運営は道の駅「長島」も含めて（株）長島物産館に指定管理してもらっているとのことでした。長島町の海の幸・山の幸が豊富にそろっていて、年間では約3億円の売上げがあるほか、出荷者組合員は314人で、職員数は14人のうち、パートが10人いるとのことであります。

最後に、今回の調査を通じ、本委員会としては、長島町の優れた取り組みに学んで、本町においても、町道・農道及び県道の改良部分等で設置可能な場所については、道路管理の省力化と景観整備の観点から、切り土の下部を自然石の石積みにし、石積みの花壇づくりを積極的に進めるなど、町民憲章にもうたわれている花と緑の美しいまちづくりに鋭意取り組んでいただきたいとの意見集約を行いましたので、報告方々提言いたします。

以上で、産業経済建設常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。
長い間ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第6 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第6、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、役場庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第2回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 隆壽

与論町議会議員 野口靖夫